

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する  
条例について

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例等の一部を改正する  
条例

(岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「百分の六・三」を「百分の七・八」に、「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

(岐阜アリーナ条例の一部改正)

第二条 岐阜アリーナ条例(昭和四十年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの部専用する場合の款スポーツ又は文化事業(職業として行うものを除く。)に利用する場合の項中「四、九四〇円」を「五、〇三〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に改め、同款その他に利用する場合の項中「三二、四〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、「二六、九五〇円」を「二七、四五〇円」に、「一三、五八〇円」を「一三、八三〇円」に、「二二、三四〇円」を「二二、五七〇円」に、「四〇、七三〇円」を「四一、四八〇円」に、「三七、〇三〇円」を「三七、七二〇円」に改め、同部専用しない場合の款スポーツ(職業として行うものを除く。)に利用する場合の項中「八一〇円」を「八三〇円」に、「五五〇円」を「五六〇円」に、「一、七三〇円」を「一、七六〇円」に改め、同款その他に利用する場合の項中「八一〇円」を「八三〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

(岐阜県長良川球技場条例の一部改正)

第三条 岐阜県長良川球技場条例(平成二年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表競技場の部アマチュアスポーツの款入場料等を徴収する場合の項中「二五、九二〇」を「二六、四〇〇」に、「二九、二二〇」を「二九、七五〇」に、「八一、〇五〇」を「八二、五五〇」に、「一〇、〇五〇」を「一〇、二四〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「八、六四〇」を「八、八〇〇」に、「九、七七〇」を「九、九五〇」に、「二七、〇五〇」を「二七、五五〇」に、「三、三五〇」を「三、四一〇」に改め、同部その他の款入場料等を徴収する場合の項中「一二九、六〇〇」を「一三二、〇〇〇」に、「一四五、八五〇」を「一四八、五五〇」に、「四〇五、〇五〇」を「四二二、五五〇」に、「五〇、五四〇」を「五一、四八〇」に改め、同款入場料等を徴収しない場合の項中「四三、二〇〇」を「四四、〇〇〇」に、「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「一三五、〇五〇」を「一三七、五五〇」に、「一六、八五〇」を「一七、一六〇」に改め、同表駐車場の部第三駐車場の款中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

(岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部改正)

第四条 岐阜県長良川スポーツプラザ条例(平成五年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表洋室(一人用)の項中「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改め、同表洋室(二人用)の項中「七、五六〇」を「七、七〇〇」に改め、同表和室の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に、「二、一六〇」を「二、二〇〇」に、「九三〇」を「九五〇」に、「一、一三〇」を「一、一五〇」に、「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に、「三、〇九〇」を「三、一五〇」に、「一、三四〇」を「一、三六〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に、「一、六五〇」を「一、六八〇」に、「四、八四〇」を「四、九二〇」に改める。

(岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例の一部改正)

第五条 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例(平成十七年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表入場料の項中「三、七〇〇円」を「三、七七〇円」に改め、同表スケート滑走料の項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「三七、〇三〇円」を「三七、七二〇円」に改め、同表リンク利用料の項中「三〇、八六〇円」を「三一、四三〇円」に改める。

(岐阜県川辺漕艇場条例の一部改正)

第六条 岐阜県川辺漕艇場条例(平成二十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表艇庫の部八人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「四一、九七〇」を「四二、七五〇」に、「八三、九三〇」を「八五、四八〇」に改め、同部四人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二八、三九〇」を「二八、九二〇」に、「五六、七八〇」を「五七、八三〇」に改め、同部二人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「二〇、九八〇」を「二二、三七〇」に、「四一、九七〇」を「四二、七五〇」に改め、同部一人漕ぎ舟艇を保管する場合の項中「一三、五八〇」を「一

三、八三〇」に、「二七、一五〇」を「二七、六五〇」に改め、同部スリープオールを保管する場合の項中「二、八四〇」を「二、八九〇」に、「五、六八〇」を「五、七九〇」に改め、同部スカルオールを保管する場合の項中「一、三六〇」を「一、三九〇」に、「二、七二〇」を「二、七七〇」に改め、同表宿泊施設の部中「一、三六〇」を「一、三九〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に改める。

(岐阜県スポーツ科学センター条例の一部改正)

第七条 岐阜県スポーツ科学センター条例(平成二十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一体力測定の一部安全検査の項中「八九〇」を「九一〇」に、「二、六九〇」を「二、七四〇」に改め、同部形態測定のうち「七〇〇」を「七一〇」に改め、同部全身持久力測定の項中「二、〇三〇」を「二、〇七〇」に、「六、一〇〇」を「六、二一〇」に改め、同部筋持久力測定の項中「三二〇」を「三三〇」に、「九七〇」を「九九〇」に改め、同部筋力測定の項中「三六〇」を「三七〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部パワー測定の項中「四八〇」を「四九〇」に改め、同表動作分析の一部フォーム撮影の項中「八六〇」を「八八〇」に、「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同部映像解析の項中「二、三〇〇」を「二、三四〇」に、「六、九一〇」を「七、〇四〇」に改め、同部地面反力測定の項中「六三〇」を「六四〇」に、「一、八八〇」を「一、九一〇」に改め、同部筋電図測定の項中「九七〇」を「九九〇」に、「二、九一〇」を「二、九六〇」に改め、同部足圧分布測定の項中「一、〇四〇」を「一、〇六〇」に、「三、一三〇」を「三、一九〇」に改め、同部速度測定の項中「二七〇」を「二八〇」に、「八〇〇」を「八一〇」に改め、同部関節角度測定の項中「二七〇」を「二八〇」に、「八〇〇」を「八一〇」に改め、同表回復支援(酸素カプセル)の部中「三二〇」を「三三〇」に、「九七〇」を「九九〇」に改め、同表体力トレーニングの部測定時指導の項中「三二〇」を「三三〇」に、「九七〇」を「九九〇」に改め、同部個人指導の項中「四八〇」を「四九〇」に、「一、四五〇」を「一、四八〇」に改め、同部集団指導の項中「二、九六〇」を「三、〇一〇」に、「八、九一〇」を「九、〇八〇」に改める。

別表第二体育館の部県内の高校生以下の者の項中「六二〇」を「六三〇」に改め、同部その他の者の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に改め、同表トレーニング室の部県内の高校生以下の者の項中「八九〇」を「九一〇」に改め、同部その他の者の項中「一、七二〇」を「一、七五〇」に改め、同表低酸素ルームの部中「二、六〇〇」を「二、六五〇」に改め、同表宿泊室の部洋室Bの款中「九、七〇〇」を「九、八八〇」に改め、同部和室の款県内の高校生以下の者の項中「二、四五〇」を「二、五〇〇」に改め、同款その他の者の項中「四、九〇〇」を「四、九九〇」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第八条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次の

ように改正する。

別表第一十六の表一の項中「六九〇」を「七〇〇」に改め、同表二の項中「三、三五〇」を「三、四一〇」に改める。

別表第一三十四の表七の項中「二、〇六〇円」を「二、一〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表八の項中「七、〇〇〇円」を「七、一三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇四〇円」に改める。

別表第一四十三の表一の項中「六九〇」を「七〇〇」に改め、同表二の項中「三、三五〇」を「三、四一〇」に改める。

別表第一四十六の表一の項第二号イ中「三一〇」を「三二〇」に改め、同号口中「一七〇」を「一八〇」に改め、同表二の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同表三の項第一号中「八〇」を「九〇」に改め、同項第二号中「七〇」を「八〇」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「一七〇」を「一八〇」に改め、同項第六号口中「三八〇」を「四五〇」に改め、同項第七号中「一七〇」を「一八〇」に改め、同表四の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表五の項第一号、第二号、第四号、第七号及び第八号中「八〇」を「九〇」に改め、同表六の項中「一、二四〇」を「一、二七〇」に改め、同表七の項第一号イ及びロ中「一七〇」を「一八〇」に改め、同項第二号イ中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同項第三号イ中「四五〇」を「四六〇」に、「二七〇」を「二八〇」に改め、同号口中「一、二五〇」を「一、二八〇」に改め、同項第四号イ中「一、〇九〇」を「一、一一〇」に改め、同号口中「二、四二〇」を「二、四六〇」に改め、同号ハ中「三、二八〇」を「三、三四〇」に改め、同号ニ中「六八〇」を「六九〇」に改め、同号ホ中「一、八四〇」を「一、八七〇」に改め、同項第五号口中「九八〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表八の項中「一、二四〇」を「一、二七〇」に改め、同表九の項第一号イ中「四三〇」を「四四〇」に改め、同号口中「五二〇」を「五三〇」に改め、同項第二号イ中「一、三八〇」を「一、四一〇」に改め、同号口中「一、五六〇」を「一、五八〇」に改め、同号ハ中「一、四七〇」を「一、五〇〇」に改め、同号ニ中「一、八一〇」を「一、八五〇」に改め、同号ホ中「一、三八〇」を「一、四一〇」に改め、同号ヘ中「五一〇円」を「五三〇円」に、「二五五円」を「二六五円」に改め、同項第三号イ中「一、四七〇」を「一、五〇〇」に改め、同号口中「一、九〇〇」を「一、九四〇」に改め、同号ハ中「二、四二〇」を「二、四七〇」に改め、同項第四号中「一、八一〇」を「一、八五〇」に改め、同項第五号イ中「七八〇」を「七九〇」に改め、同号口中「三、二〇〇」を「三、二六〇」に改め、同項第六号イ中「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、同号口中「三、二八〇」を「三、三四〇」に改め、同表十の項中「一、三〇〇」を「一、三二〇」に改め、同表十一の項第一号イ中「一九一、二〇〇」を「一九四、七四〇」に改め、同号口中「二七八、三〇〇」を「二八一、六〇〇」に改め、同号ハ中「九、一九〇」を「九、三五〇」に改め、同号ニ中「七、一三〇」を「七、二六〇」に改め、同号ヘ中「五二〇」を「五三〇」

に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に、「二、三八〇」を「二、四二〇」に、「六、〇五〇」を「六、一六〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、六九〇」に、「二四、一〇〇」を「一四、三六〇」に改め、同項第二号イ中「三、一四〇」を「三、二二〇」に改め、同号ロ中「五、〇八〇円」を「五、一七〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同号ハ中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同号ニ中「二、七二〇」を「二、七六〇」に改め、同表十二の項第一号イ中「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「八、三二〇」を「八、四七〇」に、「一五、一二〇」を「一五、四〇〇」に、「四五、三六〇」を「四六、二〇〇」に、「三三、五三〇」を「三四、一五〇」に、「三一、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「二二、七三〇」を「二三、一五〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「三、七九〇」を「三、八六〇」に、「八、五四〇」を「八、七〇〇」に、「四、九七〇」を「五、〇六〇」に、「一〇、三九〇」を「一〇、五八〇」に、「二六、二五〇」を「二六、五五〇」に、「六、二六〇」を「六、三八〇」に、「五、七三〇」を「五、八四〇」に、「七、七八〇」を「七、九二〇」に、「三四、五六〇」を「三五、二〇〇」に改め、同号ロ中「一、四一〇」を「一、四四〇」に改め、同号ハ中「一、六三〇」を「一、六六〇」に、「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「六、三八〇」を「六、五〇〇」に、「九、六二〇」を「九、八〇〇」に改め、同項第二号イ中「三、七九〇」を「三、八六〇」に改め、同号ロ中「四、二二〇」を「四、三〇〇」に改め、同号ハ中「五、一八〇」を「五、二八〇」に改め、同号ニ中「四、〇〇〇」を「四、〇七〇」に改め、同号ホ中「六、五九〇」を「六、七二〇」に改め、同号ヘ中「七、六七〇」を「七、八一〇」に改め、同項第三号イ中「一五、一二〇」を「一五、四〇〇」に改め、同号ロ中「七、七八〇」を「七、九二〇」に改め、同号ハ中「一二、九六〇」を「一二、二〇〇」に改め、同項第四号中「八、九七〇」を「九、一四〇」に改め、同表十三の項第一号イ中「二、四九〇」を「二、五四〇」に、「四、六五〇」を「四、七四〇」に改め、同号ロ中「七、六七〇」を「七、八一〇」に、「一六、三〇〇」を「一六、六〇〇」に改め、同項第二号イ中「二、〇〇〇」を「二、二四〇」に改め、同号ロ中「六、〇五〇」を「六、一六〇」に改め、同表十四の項第一号イ中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同号ロ中「九、八三〇」を「一〇、〇一〇」に改め、同号ハ中「四二、一七〇」を「四二、九五〇」に改め、同号ニ中「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改め、同号ホ及びヘ中「一四、〇九〇」を「一四、三五〇」に改め、同号ト中「三〇、二四〇」を「三〇、八〇〇」に改め、同号チ中「三八、八八〇」を「三九、六〇〇」に改め、同号リ中「三五、六九〇」を「三六、三五〇」に改め、同号ヌ中「三六、七二〇」を「三七、四〇〇」に改め、同号ル中「五六、八一〇」を「五一、七五〇」に改め、同号ヲ中「三五、六九〇」を「三六、三五〇」に改め、同号ワ中「六、一六〇」を「六、二七〇」に、「七、七八〇」を「七、九二〇」に改め、同号カ中「一一、八八〇」を「一二、一〇〇」に改め、同号ヨ中「一一、九三〇」を「一二、一五〇」に改め、同項第二号中「五、〇八〇」を「五、一七〇」に改め、同表十六の項中「六

〇〇」を「六二〇」に改める。

別表第一四十八の表一の項中「二、四一〇」を「一、四四〇」に改め、同表二の項中「八四〇」を「八六〇」に改め、同表三の項中「七二〇」を「七三〇」に改め、同表四の項中「五〇」を「六〇」に改める。

(岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例の一部改正)

第九条 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表乗車定員が三十人以上である自動車の項中「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に改め、同表乗車定員が十一人以上二十九人以下である自動車の項中「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表乗車定員が十人以下である自動車又は乗車定員がない自動車の項中「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に改め、同表公益上その他の事由によりやむを得ないと認められる用途に使用する自動車で規則で定めるものの項中「八二〇円」を「八四〇円」に改める。

(岐阜県県民ふれあい会館条例の一部改正)

第十条 岐阜県県民ふれあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の部三〇一会議室の款中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「一八、四〇〇」を「一八、七〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二四、二〇〇」に、「三〇、二〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、五〇〇」に改め、同部三〇二会議室の款中「一九、四〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二五、九〇〇」を「二六、四〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「四一、〇〇〇」を「四一、八〇〇」に、「五二、九〇〇」を「五三、九〇〇」に、「六五、九〇〇」を「六七、一〇〇」に改め、同部四〇一会議室、四〇三会議室及び四〇五会議室の款中「三、〇二〇」を「三、〇八〇」に、「四、〇〇〇」を「四、〇七〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「六、三七〇」を「六、四九〇」に、「八、二二〇」を「八、三六〇」に、「一〇、二六〇」を「一〇、四五〇」に改め、同部四〇二会議室、四〇四会議室及び四〇六会議室の款中「二、四八〇」を「二、五三〇」に、「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、一八〇」を「五、二八〇」に、「六、五九〇」を「六、七一〇」に、「八、三二〇」を「八、四七〇」に改め、同部四〇七会議室の款中「三、七八〇」を「三、八五〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「六、二六〇」を「六、三八〇」に、「七、九九〇」を「八、一四〇」に、「一〇、二六〇」を「一〇、四五〇」に、「一二、八五〇」を「一三、〇九〇」に改め、同部四〇八会議室の款中「三、〇二〇」を「三、〇八〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「六、三七〇」を「六、四九〇」に、「八、三二〇」を「八、四七〇」に、「一〇、三七〇」を「一

〇、五六〇」に改め、同部四〇九会議室の款中「六、九一〇」を「七、〇四〇」に、「九、二九〇」を「九、四六〇」に、「一一、五六〇」を「一一、七七〇」に、「一四、五八〇」を「一四、八五〇」に、「一八、七九〇」を「一九、一四〇」に、「二三、五四〇」を「二三、九八〇」に改め、同部四一〇会議室の款中「二、四八〇」を「二、五三〇」に、「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、一八〇」を「五、二八〇」に、「六、五九〇」を「六、七二〇」に、「八、三二〇」を「八、四七〇」に改め、同部一四〇一会議室の款中「二、五九〇」を「二、六四〇」に、「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「四、三二〇」を「四、四〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「七、〇二〇」を「七、一五〇」に、「八、八六〇」を「九、〇二〇」に改め、同部第一和室会議室の款中「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「五、一八〇」を「五、二八〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「八、二二〇」を「八、三六〇」に、「一〇、四八〇」を「一〇、六七〇」に、「一一、三一〇」を「一一、四二〇」に改め、同部第二和室会議室の款中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「四、三二〇」を「四、四〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九三〇」に、「八、七五〇」を「八、九一〇」に、「一一、〇二〇」を「一一、二二〇」に改め、同部特別会議室の款中「七、二四〇」を「七、三七〇」に、「九、〇七〇」を「九、二四〇」に改め、同部展望レセプションルームの款中「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に、「七、一〇〇」を「七、三〇〇」に改め、同表コンサートホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「四七、五〇〇」を「四八、四〇〇」に、「五一、八〇〇」を「五二、八〇〇」に、「七九、九〇〇」を「八一、四〇〇」に、「九九、四〇〇」を「一〇一、二〇〇」に、「一一一、八〇〇」を「一一三、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三八、九〇〇」を「三九、六〇〇」に、「六〇、五〇〇」を「六一、六〇〇」に、「六九、一〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「九九、四〇〇」を「一〇一、二〇〇」に、「一一九、六〇〇」を「一二二、〇〇〇」に、「一六八、五〇〇」を「一七一、六〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合の款平日の項中「四二、一〇〇」を「四二、九〇〇」に、「六一、六〇〇」を「六一、七〇〇」に、「六九、一〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「七〇、四〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「一〇四、八〇〇」を「一〇六、三〇〇」に、「六一、一〇〇」を「七〇、四〇〇」に、「一〇四、八〇〇」を「一〇六、三〇〇」に、「一一三、一〇〇」を「一一四、二〇〇」に、「一七三、九〇〇」を「一七七、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「五一、八〇〇」を「五二、八〇〇」に、「八二、一〇〇」を「八三、六〇〇」に、「九五、〇〇〇」を「九六、八〇〇」に、「一一三、九〇〇」を「一一六、四〇〇」に、「一七七、一〇〇」を「一八〇、四〇〇」に、「二二九、〇〇〇」を「二三三、二〇〇」に改め、同部二、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合の款平日の項中「五一、八〇〇」を「五二、八〇〇」に、「七七、八〇〇」を「七九、二〇〇」に、「八六、四〇〇」を「八八、〇〇〇」に、「一二九、六〇〇」を「一三二、〇〇〇」に、「一六四、二〇〇」を「一六七、二〇〇」に、「二一六、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」

に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「一〇三、七〇〇」を「一〇五、六〇〇」に、「一一一、〇〇〇」を「一二三、二〇〇」に、「一六八、五〇〇」を「二七一、六〇〇」に、「二二四、六〇〇」を「二二八、八〇〇」に、「二八九、四〇〇」を「二九四、八〇〇」に改め、同表楽屋の部第一楽屋、第二楽屋及び第三楽屋の款中「八六〇」を「八八〇」に、「一一、一九〇」を「一一、二二〇」に、「一一、五一〇」を「一一、五四〇」に、「二、〇五〇」を「二、〇九〇」に、「二、七〇〇」を「二、七五〇」に、「三、五六〇」を「三、六三〇」に改め、同部第四楽屋、第五楽屋及び第六楽屋の款中「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「二、三八〇」を「二、四二〇」に、「三、〇二〇」を「三、〇八〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「七、一三〇」を「七、二六〇」に改め、同表リハーサル室の部中「二、九二〇」を「二、九七〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「四、八六〇」を「四、九五〇」に、「六、八〇〇」を「六、九三〇」に、「八、七五〇」を「八、九二〇」に、「一一、六六〇」を「一一、八八〇」に改め、同表屋内イベント広場及び屋外イベント広場の部中「二、六〇〇」を「二、七〇〇」に改め、同表備考第七号イ中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同号ロ中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

(ぎふ清流文化プラザ条例の一部改正)

第十一条 ぎふ清流文化プラザ条例(平成六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表長良川ホールの部営利を目的としない場合の款入場料を徴収しない場合の項中「一九、四〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二八、五〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「三一、一〇〇」を「三一、七〇〇」に、「四七、九〇〇」を「四八、八〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六〇、七〇〇」に、「七九、〇〇〇」を「八〇、五〇〇」に、「二三、三〇〇」を「二三、八〇〇」に、「三六、三〇〇」を「三七、〇〇〇」に、「四一、五〇〇」を「四二、二〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六〇、八〇〇」に、「七七、八〇〇」を「七九、二〇〇」に、「一〇一、一〇〇」を「一〇三、〇〇〇」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「二五、三〇〇」を「二五、七〇〇」に、「三七、六〇〇」を「三八、三〇〇」に、「四一、五〇〇」を「四二、二〇〇」に、「六二、九〇〇」を「六四、〇〇〇」に、「七九、一〇〇」を「八〇、五〇〇」に、「一〇四、四〇〇」を「一〇六、二〇〇」に、「三一、一〇〇」を「三一、七〇〇」に、「四九、二〇〇」を「五〇、二〇〇」に、「五七、〇〇〇」を「五八、一〇〇」に、「八〇、三〇〇」を「八一、九〇〇」に、「一〇六、二〇〇」を「一〇八、三〇〇」に、「一三七、三〇〇」を「一四〇、〇〇〇」に改め、同部営利を目的とする場合の款中「三一、一〇〇」を「三一、七〇〇」に、「四六、七〇〇」を「四七、五〇〇」に、「五一、八〇〇」を「五二、八〇〇」に、「七七、八〇〇」を「七九、二〇〇」に、「九八、五〇〇」を「一〇〇、三〇〇」に、「一二九、六〇〇」を「一三二、〇〇〇」に、「三八、九〇〇」を「三九、



六〇〇」に、「六一、二〇〇」を「六三、四〇〇」に、「七二、六〇〇」を「七三、九〇〇」に、「一〇一、一〇〇」を「一〇三、〇〇〇」に、「一三四、八〇〇」を「一三七、三〇〇」に、「一七三、七〇〇」を「一七六、九〇〇」に改め、同表練習室の部第一練習室の款中「七一〇」を「七三〇」に、「九五〇」を「九七〇」に、「一、六六〇」を「一、七〇〇」に、「一、九〇〇」を「一、九四〇」に、「二、六一〇」を「二、六七〇」に改め、同部第二練習室の款中「六二〇」を「六三〇」に、「八二〇」を「八四〇」に、「一、四四〇」を「一、四七〇」に、「一、六四〇」を「一、六八〇」に、「二、二六〇」を「二、三二〇」に改め、同部第三練習室の款中「二、三〇〇」を「二、三四〇」に、「三、〇七〇」を「三、一二〇」に、「五、三七〇」を「五、四六〇」に、「六、一四〇」を「六、二四〇」に、「八、四四〇」を「八、五八〇」に改め、同部第四練習室の款中「一、八八〇」を「一、九一〇」に、「二、五一〇」を「二、五五〇」に、「四、三九〇」を「四、四六〇」に、「五、〇二〇」を「五、一〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、〇一〇」に改める。

(飛驒・世界生活文化センター条例の一部改正)

第十二条 飛驒・世界生活文化センター条例(平成十二年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の表展示会、集会、興行等に利用する場合の部営利を目的としない場合の款入場料を徴収しない場合の項中「五七、二〇〇」を「五八、二〇〇」に、「七六、二〇〇」を「七七、七〇〇」に、「一三三、四〇〇」を「一三五、九〇〇」に、「一五二、四〇〇」を「一五五、四〇〇」に、「二〇九、六〇〇」を「二二三、六〇〇」に改め、同款入場料を徴収する場合の項中「一一四、四〇〇」を「一一六、五〇〇」に、「一五二、五〇〇」を「一五五、三〇〇」に、「二六六、九〇〇」を「二七一、八〇〇」に、「三〇五、〇〇〇」を「三一〇、六〇〇」に、「四一九、四〇〇」を「四二七、一〇〇」に改め、同部営利を目的とする場合の款中「一六〇、一〇〇」を「一六三、一〇〇」に、「二二三、五〇〇」を「二二七、四〇〇」に、「三七三、六〇〇」を「三八〇、五〇〇」に、「四二七、〇〇〇」を「四三四、八〇〇」に、「三八七、一〇〇」を「五九七、九〇〇」に、「一七六、一〇〇」を「一七九、四〇〇」に、「二三四、八〇〇」を「二三九、二〇〇」に、「四一〇、九〇〇」を「四一八、六〇〇」に、「四六九、六〇〇」を「四七八、四〇〇」に、「六四五、七〇〇」を「六五七、八〇〇」に改め、同表文化事業、スポーツ又はレクリエーション(職業として行うものを除く。)に利用する場合の部全部利用の款入場料を徴収しない場合の項中「一九、一〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二五、四〇〇」を「二五、九〇〇」に、「三五、六〇〇」を「三六、二〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、三〇〇」に、「六一、〇〇〇」を「六二、一〇〇」に、「八〇、一〇〇」を「八一、五〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、四〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二八、五〇〇」に、「三九、一〇〇」を「三九、九〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「六七、一〇〇」を「六八、四〇〇」に、「八八、一〇〇」を「八九、八〇〇」に改

め、同款入場料を徴収する場合の項中「三八、一〇〇」を「三八、八〇〇」に、「五〇、八〇〇」を「五一、八〇〇」に、「七一、二〇〇」を「七二、五〇〇」に、「八八、九〇〇」を「九〇、六〇〇」に、「一一二、〇〇〇」を「一二四、三〇〇」に、「一六〇、一〇〇」を「一六三、一〇〇」に、「四一、九〇〇」を「四二、七〇〇」に、「五五、九〇〇」を「五六、九〇〇」に、「七八、三〇〇」を「七九、七〇〇」に、「九七、八〇〇」を「九九、六〇〇」に、「一三四、二〇〇」を「一三六、六〇〇」に、「一七六、一〇〇」を「一七九、三〇〇」に改め、同部一部利用の款バスケットボールコート一面につきの項中「六、三五〇」を「六、四七〇」に、「八、四七〇」を「八、六三〇」に、「一一、八六〇」を「一二、〇八〇」に、「一四、八二〇」を「一五、一〇〇」に、「二〇、三三〇」を「二〇、七一〇」に、「二六、六八〇」を「二七、一八〇」に、「六、九九〇」を「七、一二〇」に、「九、三三〇」を「九、四九〇」に、「一三、〇五〇」を「一三、二九〇」に、「一六、三一〇」を「一六、六一〇」に、「二二、三七〇」を「二二、七八〇」に、「二九、三六〇」を「二九、九〇〇」に改め、同款バレーボールコート一面につきの項中「四、二四〇」を「四、三一〇」に、「五、六五〇」を「五、七五〇」に、「七、九一〇」を「八、〇五〇」に、「九、八九〇」を「一〇、〇六〇」に、「一三、五六〇」を「一三、八〇〇」に、「二七、八〇〇」を「二八、一一〇」に、「四、六六〇」を「四、七五〇」に、「六、二二〇」を「六、三三〇」に、「八、七〇〇」を「八、八六〇」に、「一〇、八七〇」を「一一、〇八〇」に、「二四、九一〇」を「二五、一九〇」に、「二九、五七〇」を「二九、九四〇」に改め、同款バドミントンコート一面につきの項中「一、二七〇」を「一、二九〇」に、「一、六九〇」を「一、七三〇」に、「二、三七〇」を「二、四二〇」に、「二、九六〇」を「三、〇二〇」に、「四、〇六〇」を「四、一五〇」に、「五、三三〇」を「五、四四〇」に、「一、四〇〇」を「一、四二〇」に、「二、八六〇」を「二、九〇〇」に、「二、六一〇」を「二、六六〇」に、「三、二六〇」を「三、三二〇」に、「四、四七〇」を「四、五六〇」に、「五、八七〇」を「五、九八〇」に改め、同款卓球コート一面につきの項中「一、〇六〇」を「一、〇八〇」に、「一、四一〇」を「一、四四〇」に、「一、九八〇」を「二、〇一〇」に、「二、四七〇」を「二、五二〇」に、「三、三九〇」を「三、四五〇」に、「四、四五〇」を「四、五三〇」に、「一、一六〇」を「一、一九〇」に、「一、五五〇」を「一、五八〇」に、「二、一七〇」を「二、二二〇」に、「二、七二〇」を「二、七七〇」に、「三、七二〇」を「三、七九〇」に、「四、八八〇」を「四、九八〇」に改め、同款イベントホールの二分の一を利用する場合の項中「九、五三〇」を「九、七一〇」に、「一一、七一〇」を「一一、九四〇」に、「二七、七九〇」を「二八、一二〇」に、「二二、二四〇」を「二二、六五〇」に、「三〇、五〇〇」を「三一、〇六〇」に、「四〇、〇三〇」を「四〇、七七〇」に、「一一〇、四八〇」を「一一〇、六八〇」に、「一三、九八〇」を「一四、二四〇」に、「一九、五七〇」を「一九、九三〇」に、「二四、四六〇」を「二四、九二〇」に、「三三、五五〇」を「三四、一七

〇」に、「四四、〇三〇」を「四四、八五〇」に改める。

別表二の表営利を目的としない場合の部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「二〇、三〇〇」を「二〇、七〇〇」に、「二九、八〇〇」を「三〇、四〇〇」に、「三二、五〇〇」を「三三、一〇〇」に、「五〇、一〇〇」を「五一、一〇〇」に、「六二、三〇〇」を「六三、五〇〇」に、「八二、六〇〇」を「八四、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二四、四〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三七、九〇〇」を「三八、六〇〇」に、「四三、四〇〇」を「四四、二〇〇」に、「六二、三〇〇」を「六三、四〇〇」に、「八一、三〇〇」を「八二、八〇〇」に、「一〇五、七〇〇」を「一〇七、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「二六、四〇〇」を「二六、九〇〇」に、「三九、三〇〇」を「四〇、〇〇〇」に、「四三、四〇〇」を「四四、二〇〇」に、「六五、七〇〇」を「六六、九〇〇」に、「八二、七〇〇」を「八四、二〇〇」に、「一〇九、一〇〇」を「一一一、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三二、五〇〇」を「三三、一〇〇」に、「五一、五〇〇」を「五二、四〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六〇、七〇〇」に、「八四、〇〇〇」を「八五、五〇〇」に、「一一一、一〇〇」を「一一三、一〇〇」に、「一四三、六〇〇」を「一四六、二〇〇」に改め、同表営利を目的とする場合の部平日の款中「三二、五〇〇」を「三三、一〇〇」に、「四八、八〇〇」を「四九、七〇〇」に、「五四、二〇〇」を「五五、二〇〇」に、「八一、三〇〇」を「八二、八〇〇」に、「一〇三、〇〇〇」を「一〇四、九〇〇」に、「一三五、五〇〇」を「一三八、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の款中「四〇、六〇〇」を「四二、四〇〇」に、「六五、〇〇〇」を「六六、二〇〇」に、「七五、九〇〇」を「七七、三〇〇」に、「一〇五、六〇〇」を「一〇七、六〇〇」に、「一四〇、九〇〇」を「一四三、五〇〇」に、「一八一、五〇〇」を「一八四、九〇〇」に改める。

別表三の表大会議室の項中「八、二〇〇」を「八、三〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一三、六〇〇」を「一三、九〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一七、五〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、五〇〇」に、「二七、八〇〇」を「二八、三〇〇」に改め、同表中会議室の項中「四、一〇〇」を「四、二〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、七〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、一〇〇」に改め、同表小会議室の項中「二、〇〇〇」を「二、一〇〇」に、「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、四〇〇」を「三、五〇〇」に、「四、二〇〇」を「四、四〇〇」に、「五、五〇〇」を「五、七〇〇」に、「六、九〇〇」を「七、一〇〇」に改め、同表第一特別会議室の項中「一九、八〇〇」を「二〇、二〇〇」に、「二六、四〇〇」を「二六、九〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三三、七〇〇」に、「四一、六〇〇」を「四二、四〇〇」に、「五三、五〇〇」を「五四、五〇〇」に、「六七、三〇〇」を「六八、七〇〇」に改め、同表第二特別会議室の項中「六二

〇」を「六三〇」に、「七八〇」を「七九〇」に改める。

別表六の表展示室二の部入場料を徴収しない場合の項中「五、〇〇〇」を「五、一〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、八〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「一三、四〇〇」を「一三、六〇〇」に、「二八、四〇〇」を「二八、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の項中「一〇、〇〇〇」を「一〇、二〇〇」に、「二三、四〇〇」を「二三、六〇〇」に、「二三、四〇〇」を「二三、八〇〇」に、「二六、八〇〇」を「二七、二〇〇」に、「三六、八〇〇」を「三七、四〇〇」に改め、同表展示室三の部入場料を徴収しない場合の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一七、六〇〇」に、「二三、七〇〇」を「二四、二〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の項中「一三、〇〇〇」を「一三、二〇〇」に、「一七、六〇〇」を「一七、二〇〇」を「一七、二〇〇」を「一七、六〇〇」に、「三〇、二〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「三四、四〇〇」を「三五、二〇〇」に、「四七、四〇〇」を「四八、四〇〇」に改める。

別表備考第四号イ中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

(岐阜県博物館条例の一部改正)

第十三条 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表その他の者の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

(岐阜県高山陣屋入場料徴収条例の一部改正)

第十四条 岐阜県高山陣屋入場料徴収条例(昭和五十五年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表個人の項中「四三〇円」を「四四〇円」に改め、同表団体(三〇人以上に限る。)の項中「三八〇円」を「三九〇円」に改める。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

第十五条 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一その他の者の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

別表第二一般展示室(小)の項中「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に改め、同表一般展示室(中)の項中「一七、二八〇円」を「一七、六〇〇円」に改め、同表一般展示室(大)の項中「二五、九二〇円」を「二六、四〇〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「三八、五七〇円」を「三九、二八〇円」に改め、同表講堂の項中「一五、四三〇円」を「一五、七二〇円」に改め、同表野外展示場の項中「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に改め、同表備考第二号中「六千五百八十円」を「六千七百円」に、「八千八百五十円」を「九千二十円」に改める。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

第十六条 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表その他の者の項中「三三〇円」を「三四〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

(岐阜県図書館条例の一部改正)

第十七条 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の部全部使用の款中「二、〇六〇」を「二、一〇〇」に、「四、二二〇」を「四、三〇〇」に、「二、六七〇」を「二、七二〇」に、「六、二八〇」を「六、四〇〇」に、「六、八九〇」を「七、〇二〇」に、「八、九五〇」を「九、一二〇」に改め、同部一部使用の款研修室一の項中「一、三四〇」を「一、三六〇」に、「二、五七〇」を「二、六二〇」に、「一、五四〇」を「一、五七〇」に、「三、九一〇」を「三、九八〇」に、「四、一〇」を「四、一九〇」に、「五、四五〇」を「五、五五〇」に改め、同款研修室二の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に、「二、〇六〇」を「二、一〇〇」に、「一、二三〇」を「一、二五〇」に、「三、〇九〇」を「三、一五〇」に、「三、二九〇」を「三、三五〇」に、「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改め、同表特別会議室の部中「四、六三〇」を「四、七二〇」に、「九、二六〇」を「九、四三〇」に、「五、三五〇」を「五、四五〇」に、「一三、八九〇」を「一四、一五〇」に、「二四、六一〇」を「二四、八八〇」に、「一九、二四〇」を「一九、六〇〇」に改め、同表多目的ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「六、〇七〇」を「六、一八〇」に、「二三、三七〇」を「二三、六二〇」に、「七、三〇〇」を「七、四四〇」に、「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「二〇、六七〇」を「二一、〇六〇」に、「二六、七四〇」を「二七、二四〇」に、「二六、九七〇」を「二七、二八〇」に、「二四、二七〇」を「二四、七二〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「七、九二〇」を「八、〇七〇」に、「一七、五九〇」を「一七、九一〇」に、「九、六七〇」を「九、八五〇」に、「二五、五一〇」を「二五、九八〇」に、「二七、二六〇」を「二七、七六〇」に、「三五、一八〇」を「三五、八三〇」に、「二三、〇四〇」を「二三、四七〇」に、「三二、七一〇」を「三三、三二〇」に改め、同表多目的小ホールの部入場料を徴収しない場合の款中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に、「四、七三〇」を「四、八二〇」に、「二、五七〇」を「二、六二〇」に、「六、八九〇」を「七、〇二〇」に、「七、三〇〇」を「七、四四〇」に、「九、四六〇」を「九、六四〇」に、「五、九七〇」を「六、〇八〇」に、「八、五四〇」を「八、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款中「二、七八〇」を「二、八三〇」に、「六、一七〇」を「六、二九〇」に、「三、三九〇」を「三、四五〇」に、「八、九五〇」を「九、一二〇」に、「九、五六〇」を「九、七四〇」に、「一二、

三四〇」を「一二、五七〇」に、「八、一三〇」を「八、二八〇」に、「一一、五二〇」を「一一、七三〇」に改め、同表企画展示室の部中「三、六〇〇」を「三、六七〇」に改める。

(岐阜県福祉・農業会館利用料金条例の一部改正)

第十八条 岐阜県福祉・農業会館利用料金条例(昭和五十五年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表大会議室の項中「一九、四四〇円」を「一九、八〇〇円」に、「九、七二〇円」を「九、九〇〇円」に改め、同表研修室の項中「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表会議室の項中「三、八九〇円」を「三、九六〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に改める。

(岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例の一部改正)

第十九条 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例(昭和三十九年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表診療材料代の項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(南飛驒健康増進センター条例の一部改正)

第二十条 南飛驒健康増進センター条例(平成十五年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表一1の表営利を目的としない場合の部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「七、五一〇」を「七、六五〇」に、「一一、〇七〇」を「一一、二八〇」に、「一八、五八〇」を「一八、九二〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「九、〇七〇」を「九、二四〇」に、「一四、〇九〇」を「一四、三六〇」に、「二三、一七〇」を「二三、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、七七〇」を「九、九六〇」に、「一四、五八〇」を「一四、八五〇」に、「二四、三五〇」を「二四、八一〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二二、一〇〇」を「二二、三二〇」に、「一九、一七〇」を「一九、五三〇」に、「三一、二七〇」を「三一、八五〇」に改め、同表営利を目的とする場合の部平日の項中「二二、一〇〇」を「二二、三二〇」に、「一八、一四〇」を「一八、四八〇」に、「三〇、二四〇」を「三〇、八〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一五、一二〇」を「一五、四〇〇」に、「二四、一四〇」を「二四、五九〇」に、「三九、二六〇」を「三九、九九〇」に改める。

別表一2の表中会議室の項中「一、八四〇」を「一、八七〇」に、「二、四八〇」を「二、五三〇」に、「三、八三〇」を「三、九一〇」に改め、同表小会議室の項中「八一〇」を「八三〇」に、「一、一三〇」を「一、一六〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、同表和室の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に、「一、三五〇」を「一、三八〇」に、「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改める。

別表二の表宿泊に使用する場合の項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同表宿泊以外に使用する場合の項中「一、四九〇」を「一、五二〇」に、「一、九五〇」を「一、九九〇」に、「三、〇八〇」を「三、一四〇」に改める。

(岐阜県福祉友愛プール条例の一部改正)

第二十一条 岐阜県福祉友愛プール条例(平成二十七年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表温水プールの部一般利用の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に改め、同部全部利用の項中「三、〇〇〇円」を「三、〇六〇円」に改め、同部コース利用(一コースにつき)の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表会議室の部中「七五〇円」を「七六〇円」に改める。

(岐阜県福祉友愛アリーナ条例の一部改正)

第二十二条 岐阜県福祉友愛アリーナ条例(平成三十年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表フロアの部全部を利用する場合の項中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同部二分の一を利用する場合の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表サウンドテーブルテニス室の部中「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

(岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十三条 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例(昭和四十五年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表大展示場の部中「一一二、〇五〇円」を「一一四、一〇〇円」に改め、同表中展示場の部中「三一、八三五円」を「三二、四二五円」に改め、同表小展示場の部中「二二、五〇〇円」を「二二、九〇〇円」に改め、同表ホール部の土曜日、日曜日及び休日の項中「二八、四〇五円」を「二八、九三五円」に改め、同部その他の日の項中「二二、九〇〇円」を「二三、三二〇円」に改め、同表会議室の部中「七七円」を「七八円」に改める。

(ソフトピアジャパセンタール条例の一部改正)

第二十四条 ソフトピアジャパセンタール条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表一の表大ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「一八、一〇〇」を「一八、五〇〇」に、「二六、六〇〇」を「二七、一〇〇」に、「二九、〇〇〇」を「二九、六〇〇」に、「四四、七〇〇」を「四五、六〇〇」に、「五五、六〇〇」を「五六、七〇〇」に、「七三、七〇〇」を「七五、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、八〇〇」を「二二、二〇〇」に、「三三、八〇〇」を「三四、五〇〇」に、「三八、七〇〇」を「三九、四〇〇」に、「五五、六〇〇」を「五六、七〇〇」に、「七二、五〇〇」を「七三、九〇〇」に、「九四、三〇〇」を「九六、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平

日の項中「二九、〇〇〇」を「二九、六〇〇」に、「四三、五〇〇」を「四四、四〇〇」に、「四八、三〇〇」を「四九、三〇〇」に、「七二、五〇〇」を「七三、九〇〇」に、「九一、九〇〇」を「九三、六〇〇」に、「一二〇、九〇〇」を「一二三、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「三六、三〇〇」を「三七、〇〇〇」に、「五八、〇〇〇」を「五九、一〇〇」に、「六七、八〇〇」を「六九、〇〇〇」に、「九四、三〇〇」を「九六、一〇〇」に、「一二五、八〇〇」を「一二八、一〇〇」に、「一六二、一〇〇」を「一六五、一〇〇」に改め、同表小ホールの部入場料を徴収しない場合の款平日の項中「八、五〇〇」を「八、七〇〇」に、「九、四〇〇」を「九、五〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、七〇〇」に、「一七、九〇〇」を「一八、二〇〇」に、「二三、八〇〇」を「二四、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「七、〇〇〇」を「七、一〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一二、四〇〇」を「一二、七〇〇」に、「一七、九〇〇」を「一八、二〇〇」に、「二三、三〇〇」を「二三、八〇〇」に、「三〇、三〇〇」を「三〇、九〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合の款平日の項中「九、四〇〇」を「九、五〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、三〇〇」に、「一五、五〇〇」を「一五、八〇〇」に、「二二、三〇〇」を「二三、八〇〇」に、「二九、五〇〇」を「三〇、一〇〇」に、「三八、九〇〇」を「三九、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、六〇〇」を「一一、九〇〇」に、「一八、六〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「二二、八〇〇」を「二三、二〇〇」に、「三〇、二〇〇」を「三〇、九〇〇」に、「四〇、四〇〇」を「四一、二〇〇」に、「五二、〇〇〇」を「五三、一〇〇」に改め、同表談話室の部中「二、二〇〇」を「二、二三〇」に改め、同表会議室の部第一大会議室の款中「九、一〇〇」を「九、二〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二四、五〇〇」を「二四、九〇〇」に、「三〇、九〇〇」を「三一、四〇〇」に改め、同部第二大会議室の款中「一三、三〇〇」を「一三、五〇〇」に、「二七、七〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「三二、一〇〇」を「三二、六〇〇」に、「二七、九〇〇」を「二八、四〇〇」に、「三五、九〇〇」を「三六、五〇〇」に、「四五、二〇〇」を「四六、〇〇〇」に改め、同部第一中会議室の款中「六、二〇〇」を「六、三〇〇」に、「八、二〇〇」を「八、四〇〇」に、「一〇、三〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一三、〇〇〇」を「一三、二〇〇」に、「二六、七〇〇」を「二六、九〇〇」に、「二〇、九〇〇」を「二一、三〇〇」に改め、同部第二中会議室及び第四中会議室の款中「二、九〇〇」を「三、〇〇〇」に、「三、九〇〇」を「四、〇〇〇」に、「四、八〇〇」を「五、〇〇〇」に、「七、九〇〇」を「八、〇〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、一〇〇」に改め、同部第三中会議室の款中「三、〇〇〇」を「三、一〇〇」に、「三、八〇〇」を「三、九〇〇」に、「四、七〇〇」を「四、九〇〇」に、「七、七〇〇」を「七、九〇〇」に改め、同部第五中会議室の款中「四、三〇〇」を「四、四〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「八、



七〇〇」を「八、九〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」に改め、同部第七中会議室の款中「四、五〇〇」を「四、六〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「九、六〇〇」を「九、七〇〇」に、「一二、二〇〇」を「一二、五〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一五、七〇〇」に改め、同部第八中会議室及び第十中会議室の款中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に、「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、六〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同部第一小会議室及び第四小会議室の款中「二七〇」を「二八〇」に改め、同表レセプションルームの部第一レセプションルームの款中「二、四二〇」を「二、四六〇」に改め、同部第二レセプションルーム一及び第二レセプションルーム二の款中「一、〇七〇」を「一、〇九〇」に改め、同部小レセプションルームの款中「六〇〇」を「六一〇」に改め、同表第一研究開発室、第二研究開発室及び第三研究開発室の部中「九一〇」を「九二〇」に改め、同表媒体変換室の部中「八五〇」を「八六〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同表駐車場の部第一駐車場の款中「一〇〇、」を「一一〇、」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同部第二駐車場の款中「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に改める。

別表二の表技術開発室の項中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改める。

別表三の表実習室の部第一実習室及び第二実習室の項中「一〇、三〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一二、四〇〇」を「一二、七〇〇」に、「一四、六〇〇」を「一四、九〇〇」に、「二〇、五〇〇」を「二〇、九〇〇」に、「二四、四〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三一、八〇〇」を「三一、四〇〇」に改め、同部第三実習室の項中「七、九〇〇」を「八、〇〇〇」に、「九、五〇〇」を「九、七〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一五、六〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「一八、五〇〇」を「一八、九〇〇」に、「二四、二〇〇」を「二四、七〇〇」に改め、同部第四実習室の項中「九、七〇〇」を「九、九〇〇」に、「一一、八〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一四、三〇〇」に、「一九、三〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二三、二〇〇」を「二三、七〇〇」に、「三〇、一〇〇」を「三〇、八〇〇」に改め、同表研修室の部第一研修室の項中「一〇、二〇〇」を「一〇、四〇〇」に、「一二、三〇〇」を「一二、六〇〇」に、「一四、五〇〇」を「一四、八〇〇」に、「二〇、三〇〇」を「二〇、七〇〇」に、「二四、二〇〇」を「二四、七〇〇」に、「三一、五〇〇」を「三一、一〇〇」に改め、同部第二研修室の項中「九、六〇〇」を「九、八〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一二、〇〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、二〇〇」に、「一九、一〇〇」を「一九、六〇〇」に、「二三、〇〇〇」を「二三、六〇〇」に、「二九、九〇〇」を「三〇、六〇〇」に改め、同部第三研修室の項中「三、〇〇〇」を「三、一〇〇」に、「三、八〇〇」を「三、九〇〇」に、「四、七〇〇」を「四、九〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「七、七〇〇」を「七、九〇〇」に改め、同表技術開発室の部中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同表インキュベーションルームの部中「一、〇八〇」を「一、一

〇〇」に改める。

別表四の表会議室の部第一小会議室の項中「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に、「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、六〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同部第二小会議室の項中「四一〇」を「四四〇」に改め、同部第三小会議室の項中「一、六〇〇」を「一、七〇〇」に、「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「三、四〇〇」を「三、五〇〇」に、「四、四〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同表宿泊施設（全部利用に限る。）の部中「三九、二〇五九〇」を「二、六四〇」に改め、同表宿泊施設（全部利用に限る。）の部中「三九、二〇〇」を「三九、九三〇」に改める。

（岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正）

第二十五条 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二の表一の項第一号イ中「七六〇」を「七七〇」に改め、同号ロ中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に改め、同号ハ中「二、五〇〇」を「二、五四〇」に改め、同号ニ中「三、九四〇」を「四、〇一〇」に改め、同号ホ中「五、一八〇」を「五、二七〇」に改め、同項第二号イ中「一、三〇〇」を「一、三二〇」に改め、同号ロ中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同号ハ中「二、八八〇」を「二、九三〇」に改め、同号ニ中「四、三八〇」を「四、四六〇」に改め、同号ホ中「五、八四〇」を「五、九四〇」に改め、同項第三号イ中「五二〇」を「五三〇」に改め、同号ロ中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同号ハ中「三、六一〇」を「三、六七〇」に改め、同項第四号イ中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同号ロ中「二、四五〇」を「二、四九〇」に改め、同号ハ中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同項第五号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第六号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第七号中「二、三七〇」を「二、四一〇」に改め、同項第八号中「二、八八〇」を「二、九三〇」に改め、同項第九号イ中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同号ロ中「五、二九〇」を「五、三八〇」に改め、同項第十号中「四、四九〇」を「四、五七〇」に改め、同項第十一号中「二、〇四〇」を「二、〇七〇」に改め、同項第十二号中「五、三二〇」を「五、四〇〇」に改め、同項第十三号中「四、五七〇」を「四、六五〇」に改め、同項第十四号中「六、五二〇」を「六、六四〇」に改め、同項第十五号中「五、八一〇」を「五、九一〇」に改め、同項第十六号中「六、六二〇」を「六、七四〇」に改め、同項第十七号イ中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同号ロ中「二、八二〇」を「二、八七〇」に改め、同項第十八号及び第十九号中「六、〇〇〇」を「六、一一〇」に改め、同項第二十号イ中「三、八〇〇」を「三、八七〇」に改め、同号ロ中「三、八一〇円」を「三、八八〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同項第二十一号中「一六、五二〇」を「一六、八二〇」に改め、同項第二十二号中「六、七六〇円」を「六、八八〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に改め、同項第二十三号イ中「一七、九七〇」

を「一八、三〇〇」に改め、同号口中「二九、五四〇」を「三〇、〇八〇」に改め、同項第二十四号中「一、二二〇」を「一、二四〇」に改め、同表二の項第一号中「二、三七〇」を「二、四一〇」に改め、同項第二号中「一、一八〇」を「一、二〇〇」に改め、同項第三号中「三、九〇〇」を「三、九七〇」に改め、同項第四号中「四、五三〇」を「四、六一〇」に改め、同項第五号中「二、二〇〇」を「二、二四〇」に改め、同項第六号中「二、五六〇」を「二、六〇〇」に改め、同項第七号中「五、五四〇」を「五、六四〇」に改め、同項第八号中「二、五三〇」を「二、五七〇」に改め、同項第九号中「一、三〇〇」を「一、三二〇」に改め、同項第十号中「八、八九〇」を「九、〇五〇」に改め、同項第十一号中「九九〇」を「一、〇〇〇」に改め、同項第十二号中「七二〇」を「七二〇」に改め、同項第十三号中「二〇、四二〇」を「二〇、七九〇」に改め、同項第十四号中「一、五二〇」を「一、五四〇」に改め、同項第十五号中「一、七七〇」を「一、八〇〇」に改め、同表三の項第一号及び第二号中「一、七二〇」を「二、七四〇」に改め、同項第三号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第四号中「八〇〇」を「八一〇」に改め、同項第五号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第六号中「一、〇五〇」を「一、〇七〇」に改め、同項第七号から第十号までの規定中「四、二五〇」を「四、三二〇」に改め、同項第十一号中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第十二号中「三、一七〇」を「三、二二〇」に改め、同項第十三号中「四、八八〇」を「四、九七〇」に改め、同項第十四号イ中「五、三七〇」を「五、四七〇」に改め、同号口中「五、三三〇」を「五、四二〇」に改め、同号ハ中「四、七二〇」を「四、八〇〇」に改め、同項第十五号中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同項第十六号中「一、八九〇」を「二、九二〇」に改め、同項第十七号中「二、一九〇」を「二、二三〇」に改め、同項第十八号中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同項第十九号中「三、八一〇」を「三、八八〇」に改め、同項第二十号中「六、四三〇」を「六、五四〇」に改め、同項第二十一号中「四、五二〇」を「四、六〇〇」に改め、同項第二十二号中「四、二二〇」を「四、二九〇」に改め、同項第二十三号イ中「五、〇〇〇」を「五、〇九〇」に改め、同号口中「四、三〇〇」を「四、三八〇」に改め、同号ハ中「六、六五〇」を「六、七七〇」に改め、同号ニ中「二、九七〇」を「三、〇二〇」に改め、同号ホ中「四、七九〇」を「四、八七〇」に改め、同表四の項第一号中「二、〇四〇」を「二、〇七〇」に改め、同項第二号中「二、七二〇」を「二、七五〇」に改め、同項第三号中「一、九五〇」を「一、九八〇」に改め、同項第四号中「一、〇八〇」を「二、一〇〇」に改め、同項第五号中「一、五〇〇」を「二、五二〇」に改め、同項第六号中「一、九六〇」を「二、九九〇」に改め、同項第七号中「四、〇九〇」を「四、一六〇」に改め、同項第八号中「四、四八〇」を「四、五六〇」に改め、同項第九号中「九九〇」を「一、〇〇〇」に改め、同項第十号中「八一〇」を「八二〇」に改め、同項第十一号中「七九〇」を「八〇〇」に改め、同項第十二号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第十三号中「一、三八〇」を「一、四〇〇」に改め、同項第十四

号中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に改め、同項第十五号及び第十六号イ中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同号口中「三、〇八〇」を「三、一三〇」に改め、同項第十七号中「三、六六〇」を「三、七二〇」に改め、同項第十八号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第十九号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第二十号中「一、四六〇」を「一、四八〇」に改め、同項第二十一号中「三、四〇〇」を「三、四六〇」に改め、同項第二十二号中「二、七三〇」を「二、七八〇」に改め、同項第二十三号中「七、九六〇」を「八、一〇〇」に改め、同項第二十四号中「一、〇五〇」を「一、〇七〇」に改め、同項第二十五号中「七二〇」を「七三〇」に改め、同項第二十六号イ中「一、三三〇」を「一、三五〇」に改め、同号口中「二、九〇〇」を「二、九五〇」に改め、同項第二十七号中「三、九二〇」を「三、九九〇」に改め、同項第二十八号中「四、〇二〇」を「四、〇九〇」に改め、同項第二十九号中「三、二二〇」を「三、二七〇」に改め、同項第三十号中「二、〇六〇」を「二、〇九〇」に改め、同項第三十一号中「一、九六〇」を「一、九九〇」に改め、同項第三十二号中「七八〇円」を「七九〇円」に改め、同項第三十三号中「八二〇」を「八三〇」に改め、同項第三十四号及び第三十五号中「八六〇」を「八七〇」に改め、同項第三十六号中「九一〇」を「九二〇」に改め、同項第三十七号中「七八〇」を「七九〇」に改め、同項第三十八号及び第三十九号中「八六〇」を「八七〇」に改め、同項第四十号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第四十一号中「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同項第四十二号中「一、一〇〇」を「一、一二〇」に改め、同項第四十三号中「一、七三〇」を「一、七六〇」に改め、同項第四十四号中「二、一五〇」を「二、一七〇」に改め、同項第四十五号中「一、二七〇」を「一、二九〇」に改め、同項第四十六号中「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同項第四十七号中「七九〇」を「八〇〇」に改め、同項第四十八号中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同表五の項第一号中「二、五〇〇」を「二、五四〇」に改め、同項第二号中「二、八八〇」を「二、九三〇」に改め、同項第三号イ中「三、八六〇」を「三、九三〇」に改め、同号口中「四、三〇〇」を「四、三八〇」に改め、同項第四号及び第五号中「三、〇二〇」を「三、〇七〇」に改め、同項第六号イ中「二、四三〇」を「二、四七〇」に改め、同号口中「三、四三〇」を「三、四九〇」に改め、同項第七号及び第八号中「三、七六〇」を「三、八三〇」に改め、同項第九号中「八、七四〇」を「八、九〇〇」に改め、同項第十号イ中「三、七〇〇」を「三、七六〇」に改め、同号口中「五、〇七〇」を「五、一六〇」に改め、同項第十一号イ中「四、九六〇」を「五、〇五〇」に改め、同号口中「一〇、〇四〇」を「一〇、一二〇」に改め、同号ハ中「三八、三八〇」を「三九、〇九〇」に改め、同項第十二号中「八、三七〇」を「八、五二〇」に改め、同項第十三号中「三、六一〇」を「三、六七〇」に改め、同項第十四号中「七、五五〇」を「七、六九〇」に改め、同項第十五号中「四、三八〇」を「四、四六〇」に改め、同項第十六号中「二、一七〇」を「二、二一〇」に改め、同項第十七号中「四、五六〇」を「四、六四〇」に改め、同項第十八号中「六、四六

〇」を「六、五八〇」に改め、同項第十九号中「一七、二三〇」を「一七、五四〇」に改め、同項第二十号イ中「二、七四〇」を「二、七九〇」に改め、同号口中「七、四一〇」を「七、五四〇」に改め、同表六の項第一号から第四号までの規定中「六六〇」を「六七〇」に改め、同項第五号イ中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同号口中「二、七四〇」を「二、七九〇」に改め、同項第六号及び第七号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第八号中「一、七二〇」を「一、七五〇」に改め、同項第九号中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同項第十号中「一、二五〇」を「一、二七〇」に改め、同項第十一号中「一、七二〇」を「一、七五〇」に改め、同項第十二号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第十三号中「三、四六〇」を「三、五二〇」に改め、同項第十四号中「一、八〇〇」を「一、八三〇」に改め、同項第十五号中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同項第十六号中「三、八三〇」を「三、九〇〇」に改め、同項第十七号中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同項第十八号中「九八〇」を「九九〇」に改め、同項第十九号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第二十号中「二、三一〇」を「二、三五〇」に改め、同項第二十一号中「四、一八〇」を「四、二五〇」に改め、同項第二十二号中「五一〇」を「五二〇」に改め、同項第二十三号中「一、六六〇」を「一、六九〇」に改め、同項第二十四号中「二、五六〇」を「二、六〇〇」に改め、同項第二十五号中「二、二五〇」を「二、二九〇」に改め、同項第二十六号中「二、五二〇」を「二、五六〇」に改め、同項第二十七号中「三、一九〇」を「三、二四〇」に改め、同項第二十八号中「七九〇」を「八〇〇」に改め、同項第二十九号中「四、四七〇」を「四、五五〇」に改め、同項第三十号中「三、〇一〇」を「三、〇六〇」に改め、同項第三十一号中「一、八八〇」を「一、九一〇」に改め、同項第三十二号中「三、三五〇」を「三、四一〇」に改め、同表七の項第一号中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同項第二号イ中「一、七二〇」を「一、七四〇」に、「四、五四〇」を「四、六二〇」に改め、同号口中「二、三八〇」を「二、四二〇」に、「四、六五〇」を「四、七三〇」に改め、同項第三号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第四号中「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に改め、同項第五号中「四、八五〇円」を「四、九四〇円」に改め、同項第六号イ中「五、一三〇」を「五、二二〇」に改め、同号口中「一、二一〇」を「一、二三〇」に改め、同項第七号イ中「五、七九〇」を「五、八九〇」に改め、同号口中「九、六五〇円」を「九、八二〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八一〇円」に改め、同項第八号イ中「一、一五〇」を「一、一七〇」に改め、同号口中「五、〇三〇」を「五、一二〇」に改め、同号ハ中「二、七七〇」を「二、八二〇」に改め、同号ニ及びホ中「一、〇九〇」を「一、一一〇」に改め、同項第九号イ中「一、七二〇」を「一、七五〇」に改め、同号口中「一、二七〇」を「一、二九〇」に改め、同項第十号中「一、五〇〇」を「一、五二〇」に改め、同項第十一号イ中「五一〇」を「五二〇」に改め、同号口中「二、六三〇」を「二、六七〇」に改め、同項第十二号イ中「二、〇二〇円」を「二、〇五〇円」に、「九、二七〇円」を「九、四四〇円」

に、「七、一〇〇円」を「七、二三〇円」に改め、同号口中「三、四七〇円」を「三、五三〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改め、同号口中「四、九二〇円」を「五、〇一〇円」に改め、同項第十三号イ中「一、八七〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同号口中「二、九一〇円」を「二、九六〇円」に改め、同項第十四号中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改め、同項第十五号中「三、〇二〇円」を「三、〇七〇円」に改め、同項第十六号中「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に改め、同項第十七号イ中「二、四七〇円」を「二、五一〇円」に改め、同号口中「三、九一〇円」を「三、九八〇円」に改め、同項第十八号中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同項第十九号中「二、三三〇円」を「二、三七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三二〇円」に改め、同項第二十号中「一一、八二〇円」を「一二、〇三〇円」に、「九、九二〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表八の項第一号イ中「三、四一〇円」を「三、四七〇円」に改め、同号口中「六、二九〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同号口中「一二、〇七〇円」を「一二、二九〇円」に改め、同項第二号イ中「三、六三〇円」を「三、六九〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同号口中「四、六八〇円」を「四、七六〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同項第三号中「一、四五〇円」を「一、四七〇円」に改め、同項第四号イ中「一、五三〇円」を「一、五五〇円」に、「八八〇円」を「八九〇円」に改め、同号口中「五、二六〇円」を「五、三五〇円」に、「二、七九〇円」を「二、八四〇円」に改め、同号口中「五、三二〇円」を「五、四〇〇円」に、「七、〇七〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同項第五号中「四、二二〇円」を「四、二八〇円」に、「一、五七〇円」を「一、五九〇円」に改め、同項第六号イ中「一〇、六八〇円」を「一〇、八七〇円」に改め、同号口中「一九、二三〇円」を「一九、五八〇円」に改め、同号口中「三六、三六〇円」を「三七、〇三〇円」に改め、同号口中「七〇、六一〇円」を「七一、九一〇円」に改め、同項第七号中「五、七四〇円」を「五、八四〇円」に改め、同項第八号中「六、九三〇円」を「七、〇五〇円」に、「五、三五〇円」を「五、四四〇円」に改め、同項第九号中「三二、七六〇円」を「三三、三六〇円」に、「三、七九〇円」を「三、八六〇円」に改め、同項第十号イ中「三、三四〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に改め、同号口中「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に、「七四〇円」を「七五〇円」に改め、同項第十一号中「二、二九〇円」を「二、三三〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一六〇円」に改め、同項第十二号中「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同項第十三号イ中「五、七三〇円」を「五、八三〇円」に改め、同号口中「六、八七〇円」を「六、九九〇円」に改め、同項第十四号イ及びロ中「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に改め、同項第十五号イ中「四、九〇〇円」を「四、九九〇円」に改め、同号口中「四、九〇〇円」を「四、九九〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇四〇円」に改め、同号口中「一四、一五〇円」を「一四、四一〇円」に改め、同号口中「七、〇八〇円」を「七、二二〇円」に改め、同号口中「一二、〇四〇円」を「一二、二六〇円」に、「九、九四〇円」を「一〇、一二〇円」に改め、同項第十六号イ中「四、七一〇円」を「四、七九〇円」に改め、同号口中「四、一九

〇円」を「四、二六〇円」に、「二、六六〇円」を「一、六九〇円」に改め、同号ハ中「五、四八〇円」を「五、五八〇円」に、「六、〇一〇円」を「六、一二〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に改め、同項第十七号イ中「四、二五〇」を「四、三二〇」に改め、同号口中「三、四五〇」を「三、五一〇」に改め、同号ハ中「一一、六八〇円」を「一一、八九〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に改め、同号ニ中「一一、六八〇円」を「一一、八九〇円」に、「九、五八〇円」を「九、七五〇円」に改め、同項第十八号イ中「一八、九五〇円」を「一九、三〇〇円」に、「一、四二〇円」を「一、四四〇円」に改め、同号口中「六、五一〇」を「六、六三〇」に、「一〇、一八〇」を「一〇、三六〇」に、「一四、七〇〇」を「一四、九七〇」に改め、同項第十九号イ中「八、六七〇」を「八、八三〇」に改め、同号口中「一二、四八〇」を「一二、七一〇」に改め、同号ハ中「一六、二七〇」を「一六、五七〇」に改め、同号ニ中「二三、六〇〇」を「二四、〇三〇」に改め、同項第二十号中「三、六八〇」を「三、七四〇」に改め、同項第二十一号イ中「四、二三〇」を「四、三〇〇」に改め、同号口中「五、九二〇」を「六、〇三〇」に改め、同項第二十二号イ中「六、六七〇」を「六、七九〇」に改め、同号口中「一〇、〇〇〇」を「一〇、一八〇」に改め、同項第二十三号イ中「一、二三〇」を「一、二五〇」に改め、同号口中「二、三七〇」を「二、四一〇」に改め、同号ハ及びヘ中「一、一八〇」を「一、二〇〇」に改め、同号ト中「七、九九〇円」を「八、一三〇円」に、「五、八八〇円」を「五、九八〇円」に改め、同表九の項第一号イ中「一、六一〇」を「一、六四〇」に改め、同号ロ並びに同項第二号及び第三号中「二、一七〇」を「二、二二〇」に改め、同項第四号イ中「一、六一〇」を「一、六四〇」に改め、同号ロ中「二、一九〇」を「二、二三〇」に改め、同項第五号中「二、一七〇」を「二、二一〇」に改め、同項第六号イ中「五、三五〇」を「五、四四〇」に改め、同号ロ中「七、一四〇」を「七、二七〇」に改め、同号ハ中「二〇、四三〇」を「二〇、八〇〇」に改め、同項第七号中「一一、四四〇」を「一一、六五〇」に改め、同項第八号中「五、五三〇」を「五、六三〇」に改め、同項第九号中「一一、四七〇」を「一一、六八〇」に改め、同項第十号中「五、四六〇」を「五、五六〇」に改め、同項第十一号中「五、七九〇」を「五、八九〇」に改め、同表十の項第一号から第四号までの規定中「二、一一〇」を「二、一四〇」に改め、同項第五号中「一、六九〇」を「一、七二〇」に改め、同項第六号中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第七号中「六、八七〇円」を「六、九九〇円」に、「四、七九〇円」を「四、八七〇円」に改め、同項第八号中「五、三四〇円」を「五、四三〇円」に、「三、二二〇円」を「三、二八〇円」に改め、同項第九号中「九、八八〇円」を「一〇、〇六〇円」に、「八、一四〇円」を「八、二九〇円」に改め、同項第十号中「四、一三〇」を「四、二〇〇」に改め、同項第十一号中「一、五八〇」を「一、六〇〇」に改め、同項第十二号中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同項第十三号中「五、三二〇円」を「五、四〇〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三二〇円」に改め、同項第十四号中「一、五〇〇円」を「一、五二

〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同項第十五号中「二、一一〇」を「二、一四〇」に改め、同項第十六号中「三、〇一〇」を「三、〇六〇」に改め、同項第十七号及び第十八号中「一、三二〇」を「一、三四〇」に改め、同項第十九号中「一、五八〇」を「一、六〇〇」に改め、同項第二十号中「二、五〇〇」を「二、五二〇」に改め、同項第二十一号イ中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同号ロ中「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同号ハ中「八、九六〇」を「九、一二〇」に改め、同項第二十二号中「三、九〇〇」を「三、九七〇」に改め、同項第二十三号イ中「七、八三〇」を「七、九七〇」に改め、同号ロ中「六、一四〇」を「六七、三六〇」に改め、同号ハ中「七五、四七〇円」を「七六、八六〇円」に、「二四、一五〇円」を「二四、五九〇円」に改め、同号ニ中「二〇一、五〇〇円」を「一〇三、三八〇円」に、「二四、一五〇円」を「二四、五九〇円」に改め、同項第二十四号イ中「三、九六〇円」を「四、〇三〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇七〇円」に改め、同号ロ中「六、三八〇円」を「六、四九〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同項第二十五号イ中「二、七七〇」を「一、八〇〇」に改め、同号ロ中「一、七八〇」を「一、八一〇」に改め、同号ハ及びニ中「二、一八〇」を「二、二二〇」に改め、同号ホ中「二、四〇〇」を「二、四四〇」に改め、同項第二十六号中「一、一四〇」を「一、一六〇」に改め、同項第二十七号中「二、八五〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同項第二十八号中「三、一〇〇」を「三、一五〇」に改め、同項第二十九号中「二四、五〇〇円」を「二四、七六〇円」に、「一、八九〇円」を「一、九二〇円」に改め、同項第三十号イ中「三、〇九〇」を「三、一四〇」に改め、同号ロ中「八、八七〇」を「九、〇三〇」に改め、同表十一の項第一号イ中「一、七〇〇」を「一、七三〇」に改め、同号ロ中「二、七四〇」を「二、七九〇」に改め、同号ハ中「三、六三〇」を「三、六九〇」に改め、同号ニ中「五、九八〇」を「六、〇九〇」に改め、同項第二号中「八六〇」を「八七〇」に改め、同表十二の項第一号中「四、七二〇」を「四、八〇〇」に改め、同項第二号中「八、二〇〇」を「八、三五〇」に改め、同項第三号中「一六、四〇〇」を「一六、七〇〇」に改め、同項第四号中「二五、七二〇」を「二六、一九〇」に改め、同項第五号中「三六、〇八〇」を「三六、七四〇」に改める。

(岐阜県科学技術振興センター条例の一部改正)

第二十六条 岐阜県科学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの部中「一一、九三〇」を「一二、一五〇」に、「一五、八四〇」を「一六、一三〇」に、「二一、三九〇」を「二一、七九〇」に、「二四、九九〇」を「二五、四五〇」に、「三三、七四〇」を「三四、三七〇」に改め、同表会議室の部第一会議室及び第二会議室の項中「三、六〇〇」を「三、六七〇」に、「四、八三〇」を「四、九二〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「七、五一〇」を「七、六五〇」に、「一〇、一八〇」を「一〇、三七〇」に改め、同部第三会議室の項中「三、八一〇」を「三、八八〇」に、「五、〇四



〇」を「五、一三〇」に、「六、七九〇」を「六、九二〇」に、「七、九二〇」を「八、〇七〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同部第四会議室の項中「三、九一〇」を「三、九八〇」に、「五、二五〇」を「五、三五〇」に、「七、一〇〇」を「七、二三〇」に、「八、二三〇」を「八、三八〇」に、「一一、一一〇」を「一一、三二〇」に改め、同部特別会議室の項中「五、一四〇」を「五、二四〇」に、「六、七九〇」を「六、九二〇」に、「九、一五〇」を「九、三二〇」に、「一〇、七〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、六七〇」に改め、同表研修室の部中「三、一九〇」を「三、二五〇」に、「四、二二〇」を「四、三〇〇」に、「五、六六〇」を「五、七七〇」に、「六、五八〇」を「六、七〇〇」に、「八、九五〇」を「九、一二〇」に改める。

(岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例の一部改正)

第二十七条 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館条例(平成二十九年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表入館料の部六十歳以上の者及び高校生の款個人の項中「二五〇円」を「二五五円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同款団体(二〇人以上に限る。)の項中「二〇〇円」を「二〇五円」に改め、同部その他の者の款個人の項中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同款団体(二〇人以上に限る。)の項中「三五〇円」を「三五五円」に改め、同表備考第二号中「八百円」を「八百二十円」に改める。

(セラミックパークMINOの<sup>み</sup>一部改正)

第二十八条 セラミックパークMINO<sup>み</sup>の<sup>の</sup>条例(平成十三年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に、「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

別表一の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「一〇七、四〇〇」を「一〇九、四〇〇」に、「一三四、二〇〇」を「一三六、七〇〇」に、「二四一、六〇〇」を「二四六、一〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二一八、一〇〇」を「二二〇、三〇〇」に、「一四七、七〇〇」を「一五〇、四〇〇」に、「二六五、八〇〇」を「二七〇、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「一八七、九〇〇」を「一九一、四〇〇」に、「二三四、九〇〇」を「二三九、二〇〇」に、「四二二、八〇〇」を「四三〇、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二〇六、七〇〇」を「二一〇、五〇〇」に、「二五八、四〇〇」を「二六三、二〇〇」に、「四六五、一〇〇」を「四七三、七〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの款平日の項中「二一四、八〇〇」を「二一八、八〇〇」に、「二六八、四〇〇」を「二七三、四〇〇」に、「四八三、二〇〇」を「四九二、二〇〇」

に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二三六、二〇〇」を「二四〇、六〇〇」に、「二九五、三〇〇」を「三〇〇、八〇〇」に、「五三一、五〇〇」を「五四一、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「二六八、四〇〇」を「二七三、四〇〇」に、「三三五、六〇〇」を「三四一、八〇〇」に、「六〇四、〇〇〇」を「六一五、二〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二九五、三〇〇」を「三〇〇、八〇〇」に、「三六九、一〇〇」を「三七六、〇〇〇」に、「六六四、四〇〇」を「六七六、八〇〇」に改め、同表A区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「六〇、〇〇〇」を「六一、一〇〇」に、「七四、九〇〇」を「七六、三〇〇」に、「一三四、九〇〇」を「一三七、四〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六六、〇〇〇」を「六七、二〇〇」に、「八二、四〇〇」を「八三、九〇〇」に、「一四八、四〇〇」を「一五一、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「一〇四、九〇〇」を「一〇六、九〇〇」に、「一三一、二〇〇」を「一三三、六〇〇」に、「一三六、一〇〇」を「一四〇、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一五、四〇〇」を「一一七、六〇〇」に、「一四四、三〇〇」を「一四六、九〇〇」に、「二五九、七〇〇」を「二六四、五〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの款平日の項中「一一九、九〇〇」を「一二一、一〇〇」に、「一四九、九〇〇」を「一五二、七〇〇」に、「二六九、八〇〇」を「二七四、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一三一、九〇〇」を「一三四、四〇〇」に、「一六四、九〇〇」を「一六七、九〇〇」に、「二九六、八〇〇」を「三〇二、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「二四九、九〇〇」を「二五二、七〇〇」に、「一八七、四〇〇」を「一九〇、八〇〇」に、「三三七、三〇〇」を「三四三、五〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二六四、九〇〇」を「二六八、〇〇〇」に、「二〇六、一〇〇」を「二〇九、九〇〇」に、「三七一、〇〇〇」を「三七七、九〇〇」に改め、同表B区分利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「四五、三〇〇」を「四六、二〇〇」に、「五六、七〇〇」を「五七、七〇〇」に、「一一二、〇〇〇」を「一一三、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「四九、九〇〇」を「五〇、八〇〇」に、「六一、三〇〇」を「六三、五〇〇」に、「一一二、二〇〇」を「一一四、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「七九、三〇〇」を「八〇、八〇〇」に、「九九、二〇〇」を「一〇一、〇〇〇」に、「一七八、五〇〇」を「二八一、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「八七、三〇〇」を「八八、九〇〇」に、「一〇九、一〇〇」を「一一一、一〇〇」に、「一九六、四〇〇」を「二〇〇、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合でその額が

一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの款平日の項中「九〇、七〇〇」を「九二、四〇〇」に、「一一三、三〇〇」を「一一五、四〇〇」に、「二〇四、〇〇〇」を「二〇七、八〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「九九、七〇〇」を「一〇一、六〇〇」に、「一二四、七〇〇」を「一二七、〇〇〇」に、「二二四、四〇〇」を「二二八、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「一一三、三〇〇」を「一一五、四〇〇」に、「二四一、七〇〇」を「二四四、三〇〇」に、「二五五、〇〇〇」を「二五九、七〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一二四、七〇〇」を「一二七、〇〇〇」に、「一五五、八〇〇」を「一五八、七〇〇」に、「二八〇、五〇〇」を「二八五、七〇〇」に改める。

別表二の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五四〇円以下であるものの部平日の項中「一九、一〇〇」を「一九、四〇〇」に、「二五、四〇〇」を「二五、九〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、三〇〇」に、「六三、六〇〇」を「六四、八〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「二二、〇〇〇」を「二二、四〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二八、五〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七一、三〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの部平日の項中「三三、四〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、四〇〇」に、「七七、九〇〇」を「七九、四〇〇」に、「一一一、三〇〇」を「一一三、四〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「三六、七〇〇」を「三七、四〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「八五、七〇〇」を「八七、三〇〇」に、「一二二、四〇〇」を「一二四、七〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの部平日の項中「三八、二〇〇」を「三八、九〇〇」に、「五〇、九〇〇」を「五一、八〇〇」に、「八九、一〇〇」を「九〇、七〇〇」に、「一二七、二〇〇」を「一二九、六〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四二、〇〇〇」を「四二、八〇〇」に、「五六、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に、「九八、〇〇〇」を「九九、八〇〇」に、「一三九、九〇〇」を「一四二、五〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、二四〇円を超えるものの部平日の項中「四七、七〇〇」を「四八、六〇〇」に、「六三、六〇〇」を「六四、八〇〇」に、「一一一、三〇〇」を「一一三、四〇〇」に、「一五九、〇〇〇」を「一六二、〇〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「五二、五〇〇」を「五三、五〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七一、三〇〇」に、「一二二、五〇〇」を「一二四、八〇〇」に、「一七四、九〇〇」を「一七八、二〇〇」に改める。

別表三の表全部利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「九、八〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一一三、一〇〇」を「一一三、三〇〇」に、「一二一、九〇〇」を「一二三、三〇〇」に、「三二一、七〇〇」を「三二

三、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、六〇〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、六〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「三六、六〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「一七、二〇〇」を「一七、五〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二三、三〇〇」に、「四〇、一〇〇」を「四〇、八〇〇」に、「五七、二〇〇」を「五八、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一八、九〇〇」を「一九、二〇〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、六〇〇」に、「四四、一〇〇」を「四四、八〇〇」に、「六二、九〇〇」を「六四、一〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの款平日の項中「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二六、二〇〇」を「二六、六〇〇」に、「四五、八〇〇」を「四六、六〇〇」に、「六五、四〇〇」を「六六、六〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「二八、八〇〇」を「二九、三〇〇」に、「五〇、四〇〇」を「五一、三〇〇」に、「七一、九〇〇」を「七三、三〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「二四、五〇〇」を「二五、〇〇〇」に、「三二、七〇〇」を「三三、三〇〇」に、「五七、二〇〇」を「五八、三〇〇」に、「八一、八〇〇」を「八三、三〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「二七、〇〇〇」を「二七、五〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「三六、六〇〇」に、「六三、〇〇〇」を「六四、一〇〇」に、「九〇、〇〇〇」を「九一、六〇〇」に改め、同表二分の一利用の部入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合その額が五四〇円以下であるものの款平日の項中「五、九〇〇」を「六、〇〇〇」に、「七、八〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一三、七〇〇」を「一四、〇〇〇」に、「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、八〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの款平日の項中「一〇、五〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「一三、七〇〇」を「一四、〇〇〇」に、「二四、〇〇〇」を「二四、五〇〇」に、「三四、三〇〇」を「三五、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一一、三〇〇」を「一一、五〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、四〇〇」に、「二六、四〇〇」を「二六、九〇〇」に、「三七、七〇〇」を「三八、四〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場合その額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの款平日の項中「一一、八〇〇」を「一二、〇〇〇」に、「一五、七〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「二七、五〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「三九、二〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一二、九〇〇」を「一三、二〇〇」に、「二七、二〇〇」を「二七、六〇〇」に、「三〇、一〇〇」を「三〇、八〇〇」に、「四三、一〇〇」を「四三、九〇〇」に改め、同部入場料を徴収する場

合でその額が三、二四〇円を超えるものの款平日の項中「二四、七〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「三四、三〇〇」を「三五、〇〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に改め、同款土曜日、日曜日及び休日の項中「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、五〇〇」に、「五三、九〇〇」を「五四、九〇〇」に改める。

別表四の表平日の項中「三、四〇〇」を「三、五〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「八、五〇〇」を「八、七〇〇」に改め、同表土曜日、日曜日及び休日の項中「二、八〇〇」を「二、九〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「九、四〇〇」を「九、六〇〇」に改める。

別表五の表入場料を徴収しない場合又は入場料を徴収する場合でその額が五四〇円以下であるものの部平日の項中「五、〇〇〇」を「五、一〇〇」に、「八、八〇〇」を「八、九〇〇」に、「一二、六〇〇」を「一二、八〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「四、二〇〇」を「四、三〇〇」に、「五、六〇〇」を「五、七〇〇」に、「九、八〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、二〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が五四〇円を超え、一、六二〇円以下であるものの部平日の項中「六、六〇〇」を「六、八〇〇」に、「八、八〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一五、八〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、五〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「七、三〇〇」を「七、四〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、九〇〇」に、「一七、〇〇〇」を「一七、三〇〇」に、「二四、三〇〇」を「二四、八〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が一、六二〇円を超え、三、二四〇円以下であるものの部平日の項中「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「一〇、一〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一七、七〇〇」を「一八、〇〇〇」に、「二五、二〇〇」を「二五、七〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、三〇〇」を「八、五〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一九、四〇〇」を「一九、八〇〇」に、「二七、七〇〇」を「二八、二〇〇」に改め、同表入場料を徴収する場合でその額が三、二四〇円を超えるものの部平日の項中「九、五〇〇」を「九、六〇〇」に、「一二、六〇〇」を「一二、八〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、四〇〇」に、「三一、五〇〇」を「三一、一〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「一〇、四〇〇」を「一〇、六〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、二〇〇」に、「二四、三〇〇」を「二四、八〇〇」に、「三四、七〇〇」を「三五、四〇〇」に改める。

別表六の表全部利用の部平日の項中「七、九〇〇」を「八、一〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、一〇〇」に、「一七、八〇〇」を「一八、二〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日及び休日の項中「八、七〇〇」を「八、九〇〇」に、「一一〇、九〇〇」を「一一一、一〇〇」に、「一九、六〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表二分の一利用の部平日の項中「五、九〇〇」を「六、一〇〇」に、「一〇、七〇〇」を「一一〇、九〇〇」に改め、同部土曜日、日曜日

及び休日の項中「五、二〇〇」を「五、三〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「一一、八〇〇」を「一二、〇〇〇」に改める。

別表七の表冷暖房設備の部展示ホールの款全部利用の項中「七、五六〇」を「七、七〇〇」に改め、同款A区分利用の項中「四、三二〇」を「四、三九〇」に改め、同款B区分利用の項中「三、二五〇」を「三、三二〇」に改め、同部国際会議場の款中「六六〇」を「六七〇」に、「八三〇」を「八四〇」に改め、同部イベントホールの款全部利用の項中「二九〇」を「三〇〇」に、「三六〇」を「三七〇」に改め、同表その他の附属施設設備等の部中「一五、四三〇」を「一五、七二〇」に改める。

(岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)

第二十九条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表七の表二の項中「六九〇」を「七〇〇」に改め、同表三の項第一号中「三八〇」を「三九〇」に改め、同項第二号中「三〇〇」を「三一〇」に改め、同項第五号中「一、一三〇」を「一、一五〇」に改める。

別表十八の表一の項及び二の項中「一、三〇〇」を「一、三二〇」に改め、同表三の項中「八、六四〇」を「八、八〇〇」に改める。

別表十九の表一の項中「二、四九〇」を「二、五四〇」に改め、同表二の項中「二、五三〇」を「二、五八〇」に改め、同表三の項中「一一四、〇七〇」を「一一六、一八〇」に改め、同表四の項中「一九、〇三〇」を「一九、三八〇」に改める。

別表二十の表一の項中「二、五八〇」を「二、六一〇」に改め、同表二の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表四の項中「四、〇六〇」を「四、一四〇」に改め、同表七の項中「七九〇」を「八〇〇」に改め、同表八の項中「二、八〇〇」を「二、八五〇」に改める。

別表二十一の表一の項中「七三〇」を「七五〇」に改め、同表二の項中「三八〇」を「三九〇」に改める。

(岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部改正)

第三十条 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例(昭和六十一年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表授業料の項中「六九、一二〇円」を「七〇、三二〇円」に改め、同表入学試験料の項中「一、七八〇円」を「一、八一〇円」に改める。

(岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第三十一条 岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五十三円」を「五十五円」に改める。

(岐阜県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第三十二条 岐阜県道路占用料等徴収条例(昭和四十三年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(岐阜県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第三十三条 岐阜県流水占用料等徴収条例(平成十二年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第一一の項中「三、九七〇」を「四、〇五〇」に改め、同表二の項中「四〇〇」を「四一〇」に改める。

別表第三中「1.08」を「1.1」に改める。

別表第四一の項及び二の項中「二二六」を「二二〇」に改め、同表三の項及び四の項中「一七二」を「一七六」に改め、同表五の項中「二一六」を「二二〇」に改める。

(岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第三十四条 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例(平成十四年岐阜県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第二一の項から三の項までの規定中「二一六円」を「二二〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一七二円」を「一七六円」に改める。

(岐阜県営住宅条例の一部改正)

第三十五条 岐阜県営住宅条例(昭和三十五年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「千六百二十円」を「千六百五十円」に、「三千二百四十円」を「三千三百円」に改める。

(岐阜県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三十六条 岐阜県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十六条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(岐阜県都市公園条例の一部改正)

第三十七条 岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第三一の表中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二四〇円」に改める。

別表第三二1の表パークゴルフ場の項中「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表  
 パターゴルフ場の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表心のテーマパーク養老天命反  
 転地の項中「九三〇円」を「九五〇円」に改め、同表テニスコートの項中「六二〇円」を「六  
 三〇円」に改める。

別表第三二2(一)の表第一体育館の部アマチュアスポーツの款全部利用の項中「八三、二一  
 〇」を「八四、七五〇」に、「九五、〇四〇」を「九六、八〇〇」に、「二六一、四六〇」を  
 「二六六、三〇〇」に、「三二一、四〇〇」を「三三三、〇〇〇」に、「六四、八〇〇」を「六  
 六、〇〇〇」に、「七三、四四〇」を「七四、八〇〇」に、「二〇三、〇四〇」を「二〇六、  
 八〇〇」に、「二四、八九〇」を「二五、三五〇」に、「五二、九七〇」を「五三、九五〇」  
 に、「六〇、四八〇」を「六一、六〇〇」に、「二六六、四二〇」を「二六九、五〇〇」に、  
 「二〇、五七〇」を「二〇、九五〇」に改め、同款一部利用の項中「一九、四四〇」を「一  
 九、八〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「六〇、四八〇」を「六一、六〇  
 〇」に、「七、六一〇」を「七、七五〇」に、「二二、九六〇」を「二三、二〇〇」に、「一  
 五、一一〇」を「一五、四〇〇」に、「四二、〇四〇」を「四一、八〇〇」に、「四、三三二  
 〇」を「四、四〇〇」に、「九、七二〇」を「九、九〇〇」に、「二〇、八〇〇」を「二一、  
 〇〇〇」に、「三〇、二四〇」を「三〇、八〇〇」に、「三、八一〇」を「三、八八〇」に、  
 「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「七、五六〇」を「七、七〇〇」に、「二〇、五二〇」  
 を「二〇、九〇〇」に、「二、一六〇」を「二、二〇〇」に、「七、二〇〇」を「七、三三  
 〇」に、「二〇、一六〇」を「二〇、五三〇」に、「二、五四〇」を「二、五九〇」に、  
 「五、〇四〇」を「五、一三〇」に、「二三、六八〇」を「二三、九三〇」に、「一、四四  
 〇」を「一、四七〇」に改め、同部音楽、芸能、プロスポーツ等の興行の款土曜日、日曜日及  
 び休日の項中「三四〇、二五〇」を「三四六、五五〇」に、「三八八、八〇〇」を「三九六、  
 〇〇〇」に、「一、〇六九、三〇〇」を「一、〇八九、一〇〇」に、「二三二、八九〇」を  
 「二三五、三五〇」に改め、同款その他の日の項中「二八七、二八〇」を「二九二、六〇〇」  
 に、「三二八、三二〇」を「三三四、四〇〇」に、「九〇二、八八〇」を「九一九、六〇〇」  
 に、「一一二、三二〇」を「一一四、四〇〇」に改め、同部見本市、展示会、集会、式典その  
 他これらに類する催しの款土曜日、日曜日及び休日の項中「二四九、五三〇」を「二五四、一  
 五〇」に、「二八五、一二〇」を「二九〇、四〇〇」に、「七八四、一八〇」を「七九八、七  
 〇〇」に、「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に改め、同款その他の日の項中「一九六、五  
 六〇」を「二〇〇、二〇〇」に、「二二四、六四〇」を「二二八、八〇〇」に、「六一七、七  
 六〇」を「六二九、二〇〇」に、「七六、七三〇」を「七八、一五〇」に改め、同表第二体育  
 館の部全部利用の款アマチュアスポーツの項中「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「二  
 一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「二八、〇八〇」を「二八、六〇〇」に、「六九、一二  
 〇」を「七〇、四〇〇」に、「八、六四〇」を「八、八〇〇」に、「九、七七〇」を「九、九



五〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一四、〇九〇」を「一四、三五〇」に、「三四、六六〇」を「三五、三〇〇」に、「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改め、同款その他の項中「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に、「一一二、三二〇」を「一一四、四〇〇」に、「一四四、七二〇」を「一四七、四〇〇」に、「三五四、二四〇」を「三六〇、八〇〇」に、「四四、三三〇」を「四五、一五〇」に、「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「五六、一六〇」を「五七、二〇〇」に、「七二、四一〇」を「七三、七五〇」に、「一七七、二二〇」を「一八〇、五〇〇」に、「二二二、一一〇」を「二二二、五二〇」に改め、同部利用の款バスケットボールコート一面につきの項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「三、五七〇」を「三、六四〇」に、「四、六五〇」を「四、七四〇」に、「一一、四六〇」を「一一、六八〇」に改め、同款テニスコート一面につきの項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「三、五七〇」を「三、六四〇」に、「四、六五〇」を「四、七四〇」に、「一一、四六〇」を「一一、六八〇」に改め、同款バレーボールコート一面につきの項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に、「二、三八〇」を「二、四二〇」に、「三、一四〇」を「三、二〇〇」に、「七、六八〇」を「七、八二〇」に改め、同款バドミントンコート一面につきの項中「六五〇」を「六六〇」に、「七六〇」を「七七〇」に、「九八〇」を「一、〇〇〇」に、「二、三九〇」を「二、四三〇」に改め、同款卓球コート一面につきの項中「五五〇」を「五六〇」に、「六五〇」を「六六〇」に、「七六〇」を「七七〇」に、「一一、九六〇」を「一二、九九〇」に改め、同款その他競技四〇〇平方メートル（四〇〇平方メートルに満たない面積は、四〇〇平方メートルとする。）につきの項中「二、六三〇」を「二、六六〇」に、「一一、八四〇」を「一一、八七〇」に、「二二、三八〇」を「二二、四二〇」に、「五、八五〇」を「五、九五〇」に改め、同表武道館の部剣道場の款全部利用の項中「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「四、五四〇」を「四、六二〇」に、「五、八三〇」を「五、九四〇」に、「二四、二六〇」を「二四、二〇〇」に、「一一、七三〇」を「一一、七六〇」に、「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「二三、七六〇」を「二四、二〇〇」に、「二二、七三〇」を「二二、七五〇」に、「八、八六〇」を「九、〇二〇」に改め、同款一部利用の項中「一、三三〇」を「一、三二〇」に、「一、五一〇」を「一、五四〇」に、「二、九四〇」を「二、九八〇」に、「四、七五〇」を「四、八四〇」に改め、同部柔道場の款全部利用の項中「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「四、五四〇」を「四、六二〇」に、「五、八三〇」を「五、九四〇」に、「一四、二六〇」を「一四、五二〇」に、「一一、七三〇」を「一一、七六〇」に、「二九、四四〇」を「二九、八〇〇」に、「二三、七六〇」を「二四、二〇〇」に、「二九、二二〇」を「二九、七五〇」に、「七二、四一〇」を「七三、七五〇」に、「八、八六〇」を「九、〇二〇」に改め、同款一部利用の項中「一、三三〇」を「一、三二〇」に、「一、五一〇」を「一、五四〇」に、「二、九四〇」を「二、九八〇」に、「四、七五〇」を「四、八四〇」に改め、同表相撲場の部中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」

〇」に、「一、三〇〇」を「一、三二〇」に、「一、七三〇」を「一、七六〇」に、「四、一〇」を「四、一八〇」に改め、同表本館の部体育室の款中「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「四、〇〇〇」を「四、〇七〇」に、「五、〇八〇」を「五、一七〇」に、「一二、五四〇」を「一二、七六〇」に、「一、五一〇」を「一、五四〇」に改め、同表陸上競技場の部アマチュアスポーツの款中「四五、三六〇」を「四六、二〇〇」に、「五一、八四〇」を「五二、八〇〇」に、「一四二、五六〇」を「一四五、二〇〇」に、「一七、八三〇」を「一八、一六〇」に、「一五、一二〇」を「一五、四〇〇」に、「一七、二八〇」を「一七、六〇〇」に、「四七、五二〇」を「四八、四〇〇」に、「五、九五〇」を「六、〇六〇」に改め、同部その他の款中「二二六、八〇〇」を「二三一、〇〇〇」に、「二五九、二〇〇」を「二六四、〇〇〇」に、「七二二、八〇〇」を「七二六、〇〇〇」に、「八九、一一〇」を「九〇、七六〇」に、「七五、六〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「八六、四〇〇」を「八八、〇〇〇」に、「二三七、六〇〇」を「三四二、〇〇〇」に、「二九、七一〇」を「三〇、二六〇」に改め、同表野球場の部アマチュアスポーツの款中「三四、〇三〇」を「三四、六六〇」に、「三八、八八〇」を「三九、六〇〇」に、「一〇六、九四〇」を「一〇八、九二〇」に、「一三、二九〇」を「一三、五四〇」に、「一一、三五〇」を「一一、五六〇」に、「一二、九六〇」を「一三、二〇〇」に、「三五、六六〇」を「三六、三二〇」に、「四、四三〇」を「四、五一〇」に改め、同部その他の款中「二七〇、一一〇」を「二七三、二六〇」に、「一九四、四〇〇」を「一九八、〇〇〇」に、「五三四、六二〇」を「五四四、五二〇」に、「六六、七四〇」を「六七、九八〇」に、「五六、七一〇」を「五七、七六〇」に、「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「一七八、二二〇」を「一八一、五二〇」に、「二二、二五〇」を「二二、六六〇」に改め、同表庭球場の部センターコートの款アマチュアスポーツの項中「一六、八五〇」を「一七、一六〇」に、「二九、四四〇」を「二九、八〇〇」に、「五三、一四〇」を「五四、一二〇」に、「六、五九〇」を「六、七一〇」に、「五、六二〇」を「五、七二〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「一七、七二〇」を「一八、〇四〇」に、「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同款その他の項中「八四、二四〇」を「八五、八〇〇」に、「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に、「二六五、六八〇」を「二七〇、六〇〇」に、「三三、一六〇」を「三三、七七〇」に、「二八、〇八〇」を「二八、六〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「八八、五六〇」を「九〇、二〇〇」に、「一一、〇二〇」を「一一、二二〇」に改め、同部一般コートの款屋内コート一面につきの項中「三、四〇〇」を「三、四六〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「二〇、六九〇」を「二〇、八八〇」に、「二、六三〇」を「二、六六〇」に改め、同款屋外コート一面につきの項中「二、二七〇」を「二、三一〇」に、「二、五九〇」を「二、六四〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表水泳場の部五〇メートルプールの款全部利用の項中「三五、六九〇」を「三六、三五〇」に、「四五、三六〇」を「四六、二〇〇」に、「一一六、七四〇」を

「二一八、九〇〇」に、「二四、五九〇」を「二四、八六〇」に、「一一、九三〇」を「二一、一五〇」に、「二五、一二〇」を「二五、四〇〇」に、「三八、九八〇」を「三九、七〇〇」に、「四、八七〇」を「四、九六〇」に、「二七八、二五〇」を「二八一、五五〇」に、「二二六、八〇〇」を「二三一、〇〇〇」に、「五八三、三〇〇」を「五九四、一〇〇」に、「七十二、九一〇」を「七四、二六〇」に、「五九、四五〇」を「六〇、五五〇」に、「七五、六〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「二九四、五〇〇」を「一九八、一〇〇」に、「二四、三一〇」を「二四、七六〇」に改め、同款コース利用の項中「一、三〇〇」を「一、三二〇」に、「一、六三〇」を「一、六六〇」に、「四、二三〇」を「四、三〇〇」に、「五一〇」を「五二〇」に改め、同部飛び込みプールの款アマチュアスポーツの項中「二五、九二〇」を「二六、四〇〇」に、「二九、二二〇」を「二九、七五〇」に、「八一、〇五〇」を「八二、五五〇」に、「一〇、〇五〇」を「一〇、二四〇」に、「八、六四〇」を「八、八〇〇」に、「九、七七〇」を「九、九五〇」に、「二七、〇五〇」を「二七、五五〇」に、「三、三五〇」を「三、四一〇」に改め、同款その他の項中「二二九、六〇〇」を「二三二、〇〇〇」に、「二四五、八五〇」を「二四八、五五〇」に、「四〇五、〇五〇」を「四一二、五五〇」に、「五〇、五四〇」を「五一、四八〇」に、「四三、二〇〇」を「四四、〇〇〇」に、「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「一三五、〇五〇」を「一三七、五五〇」に、「一六、八五〇」を「一七、一六〇」に改め、同部二五メートルプール（冷水期間）の款全部利用の項中「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「三八、八八〇」を「三九、六〇〇」に、「一〇〇、三六八〇」を「一〇五、六〇〇」に、「一一、九六〇」を「一二、二〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「三四、五六〇」を「三五、二〇〇」に、「四、三二〇」を「四、四〇〇」に、「一六二、〇〇〇」を「一六五、〇〇〇」に、「一九四、四〇〇」を「一九八、〇〇〇」に、「五一八、四〇〇」を「五二八、〇〇〇」に、「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「五四、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「七十二、八〇〇」を「七六、〇〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同款コース利用の項中「一、五一〇」を「一、五四〇」に、「一一、八四〇」を「一二、八七〇」に、「四、八六〇」を「四、九五〇」に、「六一〇」を「六二〇」に改め、同部二五メートルプール（温水期間）の款全部利用の項中「四八、六五〇」を「四九、五五〇」に、「六一、六一〇」を「六二、七五〇」に、「二五八、九一〇」を「二六一、八五〇」に、「一九、七七〇」を「二〇、一四〇」に、「一六、二五〇」を「一六、五五〇」に、「二〇、五七〇」を「二〇、九五〇」に、「五三、〇七〇」を「五四、〇五〇」に、「六、五九〇」を「六、七一〇」に、「二四三、〇五〇」を「二四七、五五〇」に、「三〇七、八五〇」を「三一三、五五〇」に、「七九三、九五〇」を「八〇八、六五〇」に、「九九、一四〇」を「一〇〇、九八〇」に、「八一、〇五〇」を「八二、五五〇」に、「一〇二、六五〇」を「一〇四、五五〇」に、「二六四、七五〇」を「二六九、六五〇」に、「三三、〇五〇」を「三三、六六〇」に改め、同款コース利用の項中「二、二七

〇」を「二、三一〇」に、「二、九二〇」を「二、九七〇」に、「七、四六〇」を「七、五九〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表弓道場の部入場料等を徴収する場合の款中「二〇、三七〇」を「二〇、五六〇」に、「一一、六六〇」を「一一、八八〇」に、「一、〇二〇」を「一一、二二〇」に、「三三、〇五〇」を「三三、六六〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に改め、同部入場料等を徴収しない場合の款中「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「三、六七〇」を「三、七四〇」に、「一、〇二〇」を「一一、二二〇」に、「一、三〇〇」を「一、三二〇」に改め、同表補助競技場の部アマチュアスポーツの款中「一〇、三七〇」を「一〇、五六〇」に、「一一、六六〇」を「一一、八八〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「四、〇〇〇」を「四、〇七〇」に、「三、四六〇」を「三、五二〇」に、「三、八九〇」を「三、九六〇」に、「一〇、八一〇」を「一一、〇〇〇」に、「一、三〇〇」を「一、三二〇」に改め、同部その他の款中「五一、八四〇」を「五二、八〇〇」に、「五八、三二〇」を「五九、四〇〇」に、「一六二、〇〇〇」を「一六五、〇〇〇」に、「二〇、二〇〇」を「二〇、五七〇」に、「一七、二八〇」を「一七、六〇〇」に、「一九、四四〇」を「一九、八〇〇」に、「五四、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、八二〇」に改める。

別表第三二二(二)の表トレーニング室の項中「三三〇」を「三四〇」に改める。

別表第三二二(三)の表第三駐車場の項中「二一、二八〇円」を「二一、六七〇円」に、「三一、九七〇円」を「三一、五六〇円」に、「七四、五三〇円」を「七五、九〇〇円」に改め、同表第四駐車場の項中「一〇、一五〇円」を「一〇、三四〇円」に、「一五、三四〇円」を「一五、六二〇円」に、「三五、六四〇円」を「三六、三〇〇円」に改める。

別表第三二三の表テニスコートの項中「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

別表第三二四の表茶室の項中「四、六三〇円」を「四、七二〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表園内移動用車両の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改める。

別表第三二五の表世界淡水魚園水族館の項中「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に、「五、二五〇円」を「五、三五〇円」に改める。

別表第三二六の表里山の湯の項中「七二〇円」を「七三〇円」に改める。

別表第四一の表売店、飲食店、簡易宿泊所その他これらに類する施設の項中「三九五」を「四〇〇」に改め、同表駐車場、自転車預り所その他これらに類する施設の項中「三六〇」を「三六五」に改める。

別表第四三の表物品の販売その他これに類する行為の項及び業として行う写真の撮影の項中「七二〇」を「七三〇」に改め、同表業として行う映画の撮影の項中「九、七二〇」を「九、九〇〇」に改め、同表展示会、競技会、集会その他これらに類する催しの項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同表広告物の掲出の項中「一、六二〇」を「一、六五〇」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- (公の施設の使用料等の額の改定に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけて岐阜県長良川スポーツプラザ条例、岐阜県川辺漕艇場<sup>せうていじょう</sup>条例、岐阜県スポーツ科学センター条例、南飛騨健康増進センター条例及びソフトピアジャパンセンター条例に規定する宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に在学する学生に係る授業料の額は、第三十条の規定による改正後の岐阜県農業大学校授業料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、平成三十一年度分の授業料に限り、なお従前の例による。
- 4 第三十六条の規定による改正後の岐阜県公営企業の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条の規定は平成三十一年十月分の水道料金から、新条例第十六条の規定は同年十一月分の工業用水道料金から適用する。  
(調整規定)
- 5 施行日が岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(平成三十一年岐阜県条例第 号)の施行の日前である場合は、第七条のうち別表第二宿泊室の部洋室Bの項の改正規定中「洋室B」とあるのは、「特別室」とする。

## 提 案 説 明

消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、使用料等の額を改定するため、この条例を定めようとする。